

## 農地改革後の自作農の性格

——鈴木教授および栗原氏の農業理論によせて——

綿　谷　赴　夫

### 一 は し が き

今度の農地改革は、半封建的といわれた地主制を基調とした日本農業にたいして、まさに構造的な變化をもたらしたとみることができる。昭和二五年七月現在で地主からの解放面積は一九四万町にたつし、うち一九〇万町がすでに農民に賣渡された。その結果として、大部分の農地が自作地になり、自作農は全農家の過半をしめるようになった。これを二四年三月の農地調査でみると、二〇年全耕地の五三・七％であつた自作地は八六・九％に増加し、二一年全農家の三二・八％であつた自作農は、いまや六一・九％にたつし、一九・八％であつた自作兼小作農は二五・七％になつてゐる。その半面、全農家の二八・七％をしめていた小作農は五・一％に激減し、小作兼自作農も、一八・六％から六・六％に減少してゐる。ところで地主については、村外不在地主はほとんど一掃され、在村地主も、戸數こそとくに大幅には減少していないが、一戸の貸付面積はきわめて零細なものになり、これをもつては獨立の生活を維持で

きなくなつた。農地改革は、階層としての貸付地主と小作農とを消滅させ、全農民を自作農ないしこれに準ずるものに再編成したのである。自作農創設維持は、大正後半の小作爭議の、下からの激化におうじて政策として取りあげられ、昭和の農村經濟更生運動をつうじて發展して、戰爭中も農業政策の根幹の一つだつたのであるが、今度の改革でついに最後の完成をみたのである。それは、「時の古今、洋の東西を問はず」まことに「稀有に屬する」ほどの見事な成果であつた。しかも改革後の政策は、この成果を維持確保することに全力をあげている。

舊地主制がいわゆる半封建的なものであつたとすれば、農民をその桎梏から解放するためのものとも効果的な方策の一つは、彼らを自作農たらしめることであらう。だがそれ以外にも方策は、ないのであらうか。これは、改革が完了した現在では、もう實用的でない問題だとしても、改革によつて創設された自作農の形態を、上からの統制の力をかりてまでも、維持しなければならぬ必然性とは、何であらうか。これにたいしてたとえば米國では、「家族形態の自作農場は、わが國農業の脊骨であり、またわが國農村社會のみならず、全國民生活の礎石である」(一九四五年、アンドン農相)、かようなものとしての「農業は、たんに一産業としてより以上のものである」との答が、發せられている。この「より以上のもの」とは、いうまでもなく民々主義であつた。この思想は、一八世紀末ジェファァーソン大統領によつて代表されながら、その後の商工業の發展によつて政策の表面から姿を沒せざるをえなかつたところの、悲劇的な系譜をもつものであるが、二〇世紀中葉の現段階にいたつて、意外にも「商工業の指導者達」(A・W・グリスウード)『農村と民主々義』邦譯一五八頁)に支持者をみいだしたのである。だがジェファァーソンによつて民主々義の脊骨とされた自作農的な土地所有は当時の米國の「土地の無限の廣漠」を環境にもつており、しかも「他の者のために、豊富に且つ同様によきものを殘して置かねばならない」制限を附せられていた。「大地は、人がそこで働き居住するため

の共有の資産として與えられているものです」(ジェファーンソン)。土地所有は、「土地を耕すという基本的人權」のため手段でしかなかった。だとすればここでは、經濟學的な意味での土地にたいする「所有の獨占」ないしはこれと未分化な「經營の獨占」は、存在しないというべく、ただ人間労働の基本的人權のみが眼目だったのである。いいかえるとジェファーンソンの自作農は、いわゆる土地の排他的獨占者たる資格ではなく、自由な勤勞者たる資格で民主々義の「脊骨」たりえたのである。かりにそうだとすれば、かような「脊骨」を改革後の日本の自作農にもとめることは、あるいは喜劇的な結末を生みはしないだろうか。そこに實現される「民主々義」とは、何であろうか。これを明かにするためには、わが自作農の性格を分析しなければならないのである。

自作農が生産力の擔當者としてもつとも潑刺たるエネルギーを發揮したのは、封建制の桎梏を打破して土地を分割したときであつた。この時期には土地所有は、砂を化して黄金たらしめたのである。しかしながらその後の資本主義の農村滲透につれて、自作農形態は、かえつて生産力のより以上の發展にとつて桎梏と化するにいたつた。資本主義が生産力をかぎりなく發展せしめうるのは、フューヤな自由競争の場を實現することによつてであり、それは土地所有と經營との分化をつうじて差額地代表が作用することである。自然の土地資源が有限であるとすれば、そのより大きな、より豊かな部分を獨占利用する農民は、これにたいして正當な代價を支拂わねばならず、その結果として、すべての農民は、經營者として同じ線から出發して、フューヤな競争を展開することができる。このとき彼らの勝敗を決するものは、彼ら自身の「労働の社會的生産力」すなわち技術水準のみとなるであろう。資本主義滲透による土地所有と經營との分化は、その意味で、技術水準向上の最大の刺激として作用するのである。もちろんこの場合、いま一つの自然資源の用役たる人間労働にたいする正常な代價の支拂が、これまた資本主義の農村滲透をつうじて、すで

に經營の與件として前提されており、その下での土地所有と經營との分化であつた。かような分化の典型的な實現形態は、資本家的借地農業者の成立を豫想したリカアドの差額地代表であつたが、經營がまだ小農經濟の枠を脱しないときでも、なお端初的に實現されるのである。たとえばF・リストにおける「大私有農地における自作經營の支配は單に文明・交通手段・國內工業および富裕な都市の缺除を證するにすぎない。それゆえ、それはロシヤ・ポーランドハンガリー・メックレンブルグのいたるところに存在しているのである。それは昔のイギリスにおいても支配的であつた。しかし商工業の勃興とともに、これを分割して中農規模の經營とし、また小作地とするように(Zerschlagung in mittlere Wirtschaften und Verpachtung)變化してゐた」との一文は、この過程をえがきだしている(「農地制度・零細經營および國外移住」——『F・リスト全集』第二部一五九頁)。このリストの小作中農經營の發展の順當な方向は、リカアドの資本家的借地農業者の經營であり、そこにはフエーヤな自由競争をつうずる農業生産力の前進がみいだされた。ここでも土地問題は、地主による差額地代の寄生的收取の形でこつているが、それは、土地所有を社會總資本の手にうつし、差額地代部分を自然そのものの改造の資金に振りむけることによつて、解決の方向をあたえられる。ところで改革前の日本農業は、かような前進の形態をもたなかつたであらうか。明治末期以降の資本主義の農村滲透による中農層の形成は、わたくしがかつて指摘したように(「日本農業における中農層の形成上」——本誌五卷一號)、まだ未熟かつ歪曲された姿であつたにせよ、リストが教えた端初的な段階を明快にしめしたのである。ここで必要なのは、かかる中農層形成を未熟たらしめ變質せしめた要因を解決してしまふ點だとおもわれるが、農地改革によつて創設固定された自作農は、はたしてその解決の所産でありえただらうか。あるいは逆に、その桎梏を固定化したことにならぬだらうか。かりに後者だとすれば、農業生産力の前進は停滯的運命を擔わされるのである。この面でも

改革後の自作農の性格が、分析されねばならない。

以上が、本稿の主題である。わたくしは、これに答えるために、やや便宜的な方法をとらざるをえなかつた。それは、農地改革後の農業構造の實證的分析をみずから行うことなく、わたくしの信賴する二人の農業經濟學者の所説を學び、これにたいする質問をつうじて自分なりの答を導きだそうとしたことである。これは、わたくし當面の實證的研究の努力が、改革前における「日本資本主義の農業問題」の段階にとどまつており、戦後資本主義下の農業問題を自力で分析する能力をまだもたないからである。二人の學者とは、鈴木鴻一郎教授と栗原百壽氏とであるが、かつては相反する見方をもつて日本農業を分析されながら、いまや結果的にはかなり接近した見方に到達されたかのようにある。かような結果をもたらした「見えざる手」は、何であるか。それは、一つには理論の發展であり、いま一つには事實そのものの發展であろう。わたくしは、前者を鈴木教授の近著『日本農業と農業理論』に學び、後者を栗原氏の近著『現代日本農業論——日本農業の構造的變化——』に學んだ。その意味で本稿は、この二書にたいする未熟な書評でもある。これをつうじてわたくしは、改革後の自作農の性格について、一應の試論を行つたが、もとより最後のなものではない。兩氏にたいして感謝の意を表するとともに、文中非禮にわたる言句については寛恕をお願いしたい。まず鈴木教授の著書をひもどくしよう。

## 二 鈴木教授『日本農業と農業理論』

本書は、鈴木教授が戦時中から戦後農地改革をへて現在におよぶ相當長い期間に書かれたところの、八つの主論文を集めたものである。

まず注目されるのは、そのほとんど全部がその時々的重要な農政上の論争と関連をもっていることである。戦時中の論文「増産と農地制度」は、増産の基本條件を明かにする面で農地制度の本質を吟味し、これをつうじて封建派理論の批判が意圖されているようだし、戦後六つの論文は、いずれも當面する農地改革の意義をめぐつて、新舊封建派の半封建地代論や「二つの道」理論の批判に集中しており、さいごの未發表論文「日本農業と價值法則」は、現在の國家獨占資本支配を暗黙に想定しながら農産物商品化の性格や價格形成の特質を追求し、その點で大内力教授を批判している。したがつて本書は、時代感覺とボレミッシュな迫力にとんだ論文集なのである。

だがかような論争の記録をつうじて一貫する特色は、教授が優れた資本論學者たる資格において、日本農業研究にたいする資本論の正しい適用の仕方を摸索していることである。わたくしが本書を読んで興味を感じたのは、主としてこの面であつた。しかもこの面からみた場合、従来の教授は、資本論の原理をとにかく適用可能とする見地にたつて、いわゆる新勞農派農業理論の主導者の役割をはたしてきたが、最近になると、また新しい見地への移行がうかがわれるのである。そのことが、いままで同一陣營にあつた大内教授にたいする批判としてあらわれ、また結果的には次節でとりあげる栗原氏の見解との部分的接近ともなるようにみえる。かような新見地への移行は、教授みずからも「はしがき」で承認しているところで、讀者にたいして「これを矛盾としてとがめられないよう」にとくに要望している。

まず最初に、變更される以前の教授の考え方を、その独自の小作料論を例にとつて、明かにしておくでしょう。「商

品の價值がそれに分解されるところの勞働賃銀と剩餘價值とは、互に逆比例するばかりでなく、決定者は勞働賃銀の運動なのである。」(一三四頁) これは、リカアドが強調し、マルクスがより正しい形で繼承した一つの抽象理論なのであるが、教授はこれを自覺的に日本農業に適用して、つぎの結論を導きだした。いわく、小作料が高いから農民の勞働賃銀が低いのではなく、逆に農業勞銀が低いから小作料が高いのである。では何故農業勞銀の水準はかく低いのか。それは過小農制の必然的所産であり、さらに過小農制そのものは、日本資本主義全體のもつ特質がその溫存をよぎなからしめたからである。

かつて封建派が、わが國過小農のノルマルな資本主義的分解停滯の事實を、高率小作料基調の半封建的地主制によつて解こうとし、これを基柢にして日本資本主義の特質を導きだしたのにたいして、勞農派は、この事實そのものの固定化を否定して、いずれは英國的にノルマルな分解の方向をとるものと期待した。ところが新勞農派の主導者たる教授は、封建派と同一の事實を肯定しながらも、その究局原因を、逆に日本資本主義の特質にみいだしたのである。地主制の基調たる高率小作料も、封建派のいうがごとく半封建的ではなく、日本資本主義の要求に適應せしめられた所産であり、その意味ではすでに近代化していたことになる。

では日本資本主義は、いかにして過小農制の溫存をよぎなからしめたか、そのメカニズムの特質を問わねばならない。これについて教授はかなり詳細な説明を行つてゐるが(一三八―一四三頁、七九―八〇頁をよみ)、要約すれば「その發生期において舶來の高度資本主義をもち、またその後においては低賃銀を武器として外國市場に進出する以外に途のなかつた日本資本主義は、農業外部門において常に狭小なエムプロイメントをもたざるを得ず、農村人口を吸収する作用をもたなかつたからである。従つて農村における小農は依然小農として再生産される外はなかつたのである。」

(九頁)。

かようにして溫存された過小農制から、小作料の高率性が歸結されるのであるが、ここでも教授は、資本論の範疇を巧みに利用している。現在の日本の過小農は、古典的な獨立自作農ではなく、ともかく高度に發達した資本主義經濟の中で生活している。したがつて資本制地代範疇は、なんらかの形で彼らの經濟にも適用されてこざるをえない。この過程は、たとえば有利な自然條件の土地を耕作する農民の差額收入の部分が差額地代として表現されることであるとともに、同時にこの部分が彼らの手から、債務利子さらには小作料の形で遠ざかりゆく過程でもある。つまり農民の土地所有喪失をつうじて、差額地代は、たんなる觀念上の類推擬制から「ますます差額地代範疇へと成長して」ゆく。「この過程は本來また、絶對地代が範疇として成立していく道程でもあるといつてよいであろう。かくして零細土地所有の解體過程は同時に資本制地代範疇の成立過程に外ならない」(一七二頁)。

教授によれば、わが國小作料の内容を資本制地代範疇でもつて表現するとすれば、より有利な自然條件の土地における差額地代第一形態はいうまでもないとして、最劣等地でも小作料は、絶對地代と第二形態の差額地代とに相當する部分からなっている。絶對地代に相當する部分は、「先資本制社會の殘存物の社會的勢力」(リヤシチェンコ)たる土地所有の獨占が作りだしたもので、わが國のような過小農の借地の場合にはその額も大きいのであるが、その收取の方式は、封建地代のように直接的強制によるものでなく、「商品法則による經濟的強制によつて取得される以外にはないであろう。このことは、土地所有の社會的勢力が直接的に零細借地農民に對して發揮されるということではなく、むしろ間接的に發揮されざるを得ないということを示している。ここに間接的というのは農業の相對的後進性の維持を通じてということにほかならない。土地所有はここではあらゆる努力をもつて農業を停滯的ならしめることに努める

であろう。かくしてそこでは最劣等地における地代が相對的に高額ならしめられうるであろう」(二七五頁)。

だがこの場合、さきにふれたような日本資本主義の特質によつて農村に潜在的過剰人口が停滯しているとすれば、農民の土地競争はその程度におうじて激化せしめられ、最劣等地の地代は、この面からも吊上げられるのである。かような「競争によつて可能ならしめられた部分」は、「地代論的にはいかなる形態にぞくする」であろうか。零細借地農民は、その保有する過剰勞力をエムプロイするために一定面積の土地に集約的に投資する結果として、追加投資の生産性は低下せざるをえず、しかも同一條件の未耕地がもう外部に残つていないとすれば、さいごの追加投資の限界生産性を標準として、先行する諸投資部分の生産性の超過分は、差額地代第二形態を形成する。すなわち過小農制のよつてたつ法外な低賃銀水準が、過大勞働と過小消費とをつうじて、かような地代部分を生みだしたのである。それは、勞働生産力を犠牲にした土地生産力増大の過程の、メダルの裏面ともいえよう。要するにわが國小作料は、さきの「土地の所有獨占に由來するところの絶對地代をもつて「擬制」された地代」とならんで、かような「競争にもとずくところの第二形態の差額地代によつて「擬制」されうる地代」(二八一頁)によつても、あの高率をしめしえたのである。

以上は、不完全な要約ではあるが、教授が日本資本主義の特質から出發して小作料の高率を歸結するまでの、理論的なプロセスであつた。これを戦前の勞農派の理論とくらべてみると、かなりの變化の跡がうかがわれるようだ。たとえば櫛田民藏氏によれば、わが國小作料は「資本主義地代としての差額地代および絶對地代をはるかに超過」しており、その超過分は、「小作地にたいする小作農不斷の競争」のもとの「地主の所有權の作用」によるものであつ

た。つまり「小作人の側において一定の競争が繼續せられる限り、地主は、經濟上の地代以上、所有地供給の制限による高率の地代をせしめ得る。それは恰も借手の窮迫に乗じて得るところの暴利と異なるところがない」(「わが國小作料の特質について」『農業問題』三四八・三五二頁)。ところが教授のみた高率小作料は、まだ擬制の皮をかむつてにせよ、すべて梶田氏のいわゆる「經濟上の地代」たる差額地代および絶對地代に解消し、それ以上の超過分を含まないのである。そのかぎりでは、小作料は合理的だとさえいえる。もちろんこの合理性は、日本資本主義の特質を是認したうえでの合理性であつた。なぜなら教授の高率小作料の内容たる差額地代および絶對地代部分は、過小農のよつてたつ低賃銀水準をベースにして形成された残りの剩餘の實現分であり、しかもこの低賃銀は、日本資本主義一般の低賃銀水準の反映ではないからである。高率小作料がもし責むべきだとすれば、まずもつて、かような日本經濟が責められねばならない。この點でふたたび梶田氏をかえりみると、同氏の高率小作料論は、右のような日本資本主義の低賃銀水準との内的關連をかならずしも背景とすることなく、いわば農村固有の問題として處理されており、したがつて資本主義本來の物指をあてた場合、「經濟上の地代」とは區別される不合理な「暴利」としてあらわれる。かような暴利は、日本資本主義の前提のもとでも「過渡的」ないし經過的なものでしかないのである。その意味で同氏の小作料論は、より樂天的だともいえよう。

わたくしは、兩氏の高率小作料の比較について深入りしてしまつたが、その意圖は、鈴木教授のそのものつ方法論のユニークさを、より浮き上らせるためであつた。要約すれば、過小農制を介する日本經濟一般の低賃銀の決定的な作用があり、その反映としての過小農の低賃銀が、高率小作料をまた決定したのである。そこには賃銀と剩餘價值との關係についての資本論の原理が鋭く適用されているし、さらにその前提には、わが國農民の「自家勞賃」(農家の生活費

を指す)を賃銀(V)と同一機能のものとみる独自の認識がひそんでいたといえよう。かくして事實上のC+Vが、原則的に、<sup>(註1)</sup>日本の農産物の費用價格(K)として姿をあらわしてくる。教授の高率小作料も、これを基礎として、擬制的にせよ差額地代および絶対地代たりえたのである。だがわたくしは、一つの質問をしておきたい。かような「適用」の當然の結論として、農産物價格は、農民の耕やす最劣等地の限界投資を規準にして形成されることになり、「經濟上の地代」たる高率小作料も、この價格から回收されることになりはしないか。かりにそうだとすれば高率小作料の眞實の負擔者は、すくなくとも差額地代部分については、<sup>(註2)</sup>消費者としてみた社會「すなわち日本經濟一般であつて、小作農は、この點にかんするかぎり特別の負擔から解放されることになる。土地問題は、ついに農産物價格問題に解消してしまつた。

このような一見意外と感ぜられる結論を身をもつて實證したのは、鈴木教授の示唆を具體化されたところの、大内教授の農業理論なのである。たとえば同教授によれば、「小作料が差額地代であるかぎり、かならずしもそれは農業内部の剩餘價值だとはいえないし、したがつて地主が直接農民を搾取しているとはいえない」(『農業問題』二一五頁)。この論理は、「多少誇張したいいかたをすれば、初期の勞働運動が彼等を直接に搾取するように思えた「生産要具じたいにたいする攻撃」としておこなわれたと、同じような歴史的いみをもつものだといつていいであらう」という、かつての農民運動の評価ともなつた(『日本農業の論理』三二頁)。眞に批判さるべきだつたのは、日本資本主義の低賃銀水準にほかならぬからである。このような大内教授の農民運動論の基礎には、鈴木教授が抱懷された前述の方法論がはたらいていたのであり、同教授みずからも「鈴木鴻一郎教授の論考に示唆をうけた」ことを明かにしている。つぎにのべる鈴木教授の新しい見地が、大内教授の見解の批判の形をとりながら、「或る程度まで自己批判である」とされた所

以である。

(註1) 小作農民が現實に農産物價格をつうじて回収しうるのは、 $C+V$ でなく、たとえば $C+10\cdot73V$ であるかもしれない。だが質としての $V$ の適用可能を前提するかぎり原則は $C+V$ たるべきであり、現實も、この原則に引きよせられる方向を内包せざるをえない。

(註2) ここで差額地代部分だけに限定したのは、鈴木教授の絶対地代部分の性格になお疑義をのこしたからである。私の考えでは、本來の絶対地代ならば、資本構成の立ちおくれた農業部門の剩餘價值で平均利潤以上に出る部分が、土地所有の獨占のために、平均利潤形成に参加することを阻まれ、農業部門内部に固定して地代化したものである。したがつてそれは、農業で生産された剩餘價值たる點で差額地代とは異なるけれども、社會總資本の論理から當然平均利潤形成のフアンドとして要求しうるものが、農業にとどまり、農産物價格吊上を介して平均利潤率を切下げるのであるから、社會總資本としての日本經濟一般の不當な負擔として理解され、したがつて差額地代の場合と同様、小作農だけが特別の負擔をこうむるとはいえない。

教授の絶対地代部分では、この點について明かにされていないようである。だが擬制的にもせよ絶対地代の名を冠せしめる以上は、右の規定が適用されねばならない。なお念のために附記するが、小作農は、その剩餘價值で平均利潤に相當する部分については、これを社會に無償交付しているものであり、その意味で農産物價格は不當に低いといえる。教授の絶対地代部分が農業に平均利潤の實現を前提とした範疇としての絶対地代と區別せるべきは、この點でなければならぬ。いわゆる擬制の擬制たる所以。以上は、移行以前の舊見地における教授の所説の必然的結論として、わたくしが擬制Ⅱ類推せざるをえなかつた未熟な一解釋である。

わたくしは、ようやく教授の新しい見地への移行を學びうる段階にたつした。ここでいまだ一度教授の舊見地を要約するならば、過小農の賃銀の低さが高い小作料を生みだすことであり、その底には、彼らの「自家勞賃」を賃銀( $V$ )で擬制する考え方がひそんでいた。ところが教授は、この考え方自體に自己批判を加えられるのである。それは、やはり「農民の自家勞働と賃銀勞働者の勞働との質的差違」(四頁)を考慮しないことになるからである。しかもかよう

な誤謬の源は、「根本的には「資本論」に展開された原理論の日本農業への適用を考えていた」ことに存しており、その意味で舊見地の方法論そのものが、さかのぼつて反省の俎上にのぼされるのである。

かくして教授は、資本論の「適用」の見地から日本農業の「分析」の見地に移行する。ではそこで分析された「日本農業の性格」(四頁)は、いかなるものか。まず農民の自家勞賃(教授によれば農家の生活費)についてみよう。

教授は、この點について大内教授を批判しながら、つぎのことを指摘する。「農民の勞賃部分が自家勞力にもとずくに反し、他人勞賃Vは雇傭勞働にもとずいて支拂われるもの」であり、「その場合、前者が自家勞力の謂ゆる完全燃焼と結びついているに反して、後者は利潤の追求と結びついている。」「このような農民の謂わば自己勞賃と他人勞賃Vとは、質的に異なるものがあると考えられる。」かような小農の場合には、雇傭勞働さえも「家族勞働の補充として」いわば自家勞力化して使われるのであり、「資本としてではないことに注意しなければならぬ」(二三七―三八頁)。

したがつて自家勞賃にV範疇をそのまま適用するのは、行き過ぎだということになる。

農民の自家勞力が可變資本Vでありえないとすれば、彼らの生産手段たとえば土地、建物、農具、肥料等々を資本Cとして取扱うことは、明かに疑問となつてくる。それは、たんに自家勞力の完全燃焼の手段たるにとどまり、他人勞働を支配して剩餘價值を生産する手段でないからである。このように農民の生産手段が資本となお區別される面をもつ以上、資本の場合におけるごとき經濟計算の必然性は、まだないといつてよい。この點で鈴木教授は、生産手段費の一〇〇%銷却を想定する大内教授の農産物價格公式にたいし、「彼等は勞賃部分さえこれを充分に實現し得ないのに、生産手段特に土地、建物、農具等を一〇〇%銷却しているとはとうてい考えられない」(二四〇頁)と批判している。(註)

(註) 教授がここで生産手段の銷却程度をV擬制の自家勞賃の實現以下におくのは、吟味の餘地をのこしはしないか。現實は、かならずしもそうではないようだし、教授の批判對象たる大内教授のC十〇・七三Vの算出基礎である「農家經濟調査」では生産手段費の内容がほとんど現金支出である以上、現金支出の回收が自家勞賃確保よりむしろ優先するのではないか。

もちろん固定的な建物・機械等の減價償却については、問題がある。教授の眞意も、おそらくこの點かとおもわれる。だがこの場合でも、具體的に検討しなければならぬ。たとえば、半ば家事用たる建物や戦後インフレ時の買入農具は、たんなる「資産」的色彩が濃いいえようが、現金所得確保手段として決定的に作用するような場合の購入用役畜、農具はどうか。V擬制の自家勞賃確保に優先しないか。

要するに教授によれば、農業自家勞賃および生産手段費は、小農經營をいとなむ農民にとつて、 $K(C+V)$ として農産物價格から回收される内的な必然性をもたないかのである。すくなくとも農民みずからこれを主張しきるだけのメカニズムは、まだないといつてよい。生産費を割つて價格が低落しても、彼らは、近代的産業家ないし商人風にこれに對處することなく、むしろ勞働強化による増産や自家消費分たる現物部分の窮迫販賣——教授は、かような消極の意味で「現物」部分も單純に使用価値でないことを承認する。だが「これを積極的に「價值であり商品である」とすることは、それが「ともかくも「商品交換」の中に入るものではないもの」たる以上、疑問たといわれる(二三二頁)——をつうじて、彼らの勞働一日當自家勞賃にし、わ寄せする。「彼等は「自分の生産物を商品として生産しうるところの諸條件なしに」農産物を「商品」として生産しているのである。言葉を変えていえば、彼等農民にあつては農産物の「商品」性は外部の資本制商品經濟から與えられているのであつて、農業經營の内部から與えられているのではないのである。それは他人の勞働を資本としてつかわなないということからきているものであり、逆にいえば自家勞力を基礎にしている」とこの結果であるといつてよいであらう」(二三四頁)。

だとすればこれに、 $K(C+V)$ と端折つた形にせよ、資本制商品の生産價格法則を「適用」することは、きわめて危険だといわねばならない。

教授の新しい見地が以上のごとくである以上、それは當然に、教授の從來の高率小作料論をも根柢から動かすのである。げんに教授自身、「ここで私はこれを改めたいと思う」といわれている。從來の考え方は、日本經濟全體の低賃銀水準が農民の賃銀水準に反映し、その結果によつて小作料が高くなつたのであるが、すでに指摘したように「都會における「一般的勞賃水準」と農民の勞賃水準との相違は、單なる「誤差」にとどまらず、「兩者は質的に相違している」からである。かくしてこれと高率小作料をつなぐ系列の内部連絡の絲は、切れてしまつた。そのことは、教授の「最劣等地の小作料」擬制された第二形態の差額地代 + 擬制された絶對地代」論の根據の實質的解消を意味しないだらうか。教授は、この點については何事も語られず、依然として「農民相互の競争による彼等の勞働の集約的投下」による「第二形態の差額地代をもつて「類推」される差額地代」(二四四頁)の存在を肯定する。だがこの差額地代は、もはや農産物價格をつうじて「消費者としてみた」日本經濟一般が負擔するものではなく、教授によれば「小作農民の勞働から支拂われるもの」(二四三頁)なのである。それは、彼らの勞働一日當自家勞賃の切下の形で、最劣等地農民の特別負擔をよぎなからしめる。わたくしは問いたい。かような地代をなお第二形態の差額地代として「類推」しなければならぬ必然性は、何であらうか。さらに問おう。この地代の實體は、樺田民藏氏のいわゆる前資本主義地代、いいかえると「經濟上の地代」とは區別される地主の暴利として律したほうが、より適當ではないか。なぜならばそれは、教授の言のように、地主の土地所有獨占のもので「直接に「小農民相互の競争から」説明さるべき」(二四五頁)ものだからだ。この場合、もちろん小作農の勞働集約化もありうるだらう。だがそれは、小作料騰貴の一つの結果た

るにとどまり、その論理的先行物ではないのである。小作農が、労働集約化ではなく、總生活費の削減によつて高率小作料にアダプトすることも、同一比重でありうるからである。かようにして教授の小作料論は、必然的に戦前勞農派のそれに復歸してゆくのではないか。ただ異なるところは、さきにのべた日本資本主義の特質と高率小作料との關連が、潜在的過剩人口の農村停滯→農民の死活的な小作地爭奪を中間の環として、新たにみいだされるだろう點である。

(註) あるいは教授は、從來の見地のもとでも、小作料の差額地代分を虚偽の社會的價值とはみられなかつたのかもしれない。この點は不明である。だが本文でのべたように自家勞賃をVで律するかぎり、それは虚偽の社會的價值たらざるをえないのである。この點は、大内教授の所説が首尾一貫しているとおもう。

わたくしは、これで教授の新しい見地についての一應の紹介を終つた。さいごに附言しておきたいのは、なにを契機にしてかような新見地への移行がなされたかということである。それは、教授が、資本論の理論について慎重だつたと並行して、日本農業の現實を忽せにしなかつたからにちがいない。後者についていえば、とくに教授の新見地移行に關係深かつた事實は、つぎの二つではないかと想像される。

その一つは、日本農業において中農とよびうる二町耕作農家への顯著な水準化傾向である。教授は、すでに農地改革當時「二つの道」理論の適用を主張する新封建派にたいして「わが國における農民層分解の問題について極めて重要な意義をもつと思われる「中農水準化傾向」の問題を過少評價または否定し、農民層の近代的分解のみを強調することは、餘りにも公式的な態度ではないであらうか」(七一頁)と批判している。この二町耕作の中農層は、教授によ

れば、家族勞作的たるのみならず、その耕地の規模が標準的な質量の自家勞力を「完全燃焼」せしめうるにもつとも適した大きなのである。かような自家勞力の完全燃焼の特色をもつた農家は「それらの置かれた社會經濟的環境がいかに商品經濟であつても、自家勞力をもつて最も有利に商品經濟に對應しうるから、その分解は必ずしも容易ではない」(七〇頁)。

中農水準化傾向の事實の重要視は、教授にとつて新見地移行の一つの基礎になつたのではないかとおもわれる。なぜならば教授の新見地は、農民の自家勞賃の質的な特殊性を強調しており、その特殊たる所以を自家勞力の完全燃焼との結合にもとめているからだ。

教授の新見地移行をささえたところの、いま一つの要因は、いわゆる國家獨占資本主義によつて支配される側面での日本農業の現狀であつた。教授のつぎの言葉は、この點を裏書するものといえよう。「農民の自己勞賃と他人勞賃Vのもつ性格上の相違を強調することは、日本の農業問題の理解にとつて極めて重要でないかと考えられる。」「何故なら、農民の自己勞賃の他人勞賃Vへの轉化は、農業經營の資本主義化を前提しなければならぬが、與えられた國家獨占資本主義のもとでは、この條件は恐らくは期待しがたいであろうからである。」(二三八頁)

鈴木教授の農業理論の紹介は、以上でもつて完結した。今後における教授の課題は、中農層の根づよい殘存とこれにたいする國家獨占資本主義の支配、この二つの事實を足場とする日本農業の具體的分析であろうが、この點で教授といまや似通つた目標をもつ農業理論家として、わたくしは栗原百壽氏の名をあげることができる。同氏は、人も知るところとく、戦前の勞作『日本農業の基礎構造』においてさきにふれた中農水準化傾向の克明な實證的研究を行つたが、

今度は、國家獨占資本主義下の農業構造の分析にむかつて精力的な活動をはじめられ、その成果の一端を、『現代日本農業論——日本農業の構造的變化——』として發表している。

### 三 栗原百壽氏『現代日本農業論』

鈴木教授の書物からこの『現代日本農業論』にうつつたとき、ただちに氣の付くことは、前者がどちらかといえば抽象的な方法論の書であつたのにたいして、本書はきわめて豊富な資料を驅使していることである。一例をあげると農民の土地所有の動きをしめす自小作別農家戸數の全國統計は、從來明治中期のところだけがブランクになつていたが、本書は當時の農商務省調査からこれを補充しており、その結果、明治一六年から現在までの數字が一應連續することとなつた。さきに鈴木教授は、現代日本農業の實證的分析の必要を強調したのであるが、この栗原氏の書物こそこれに答えるものの一つではないかとおもわれる。

そこで内容に立ち入つてみることにしよう。副題でもわかるように、氏はここで戦後における「日本農業の構造的變化」を明かにしようとしている。その結論は、「言にしてつくせば、「軍事的半封建的な日本資本主義の土臺」(二九頁)たる地主制によつて規制された戦前の農業構造が、戦後の「農地改革を契機にして、國家獨占資本主義と全農民層との對立を基軸とする」(二三〇頁)構造に變化したものである。これに到達するまでの分析の過程をたどるならば、まず本書の第一章において、明治後半に確立した地主制が農業危機の展開と農地改革とをつうじて解體してゆく點が檢出され、第二章では、戦後の國家獨占資本主義の農民支配と農民層の内部構成とが立體的な關係として規定

をうけ、つづく第三章では、かような生産諸關係を場として日本農業の再生産がいかに遂行され、逆にこの遂行をうけて生産諸關係自體がいかに實現されるかが、いわばマクロ的な分析として提起されている。さいごの第四章は、農民組合と農業團體とを對象とし、これらの主體的活動によつて前章までの分析の正しさをいま一度吟味するのである。

以上が、本書の大まかな筋書であるが、その中でわたくしがとくに關心をよせたのは、第一章の後半から第三章におよぶ部分である。これを問題別にしめすならば、(一)農地改革によつて地主制は、どの程度にまで解體したのであるか、(二)農地改革は大多數の農民を自作農たらしめたが、かような農民を國家獨占資本主義は、いかなる方式で收取し、いかにこれを變質せしめたのであるか、農民層の分解はどんな形態をとっているか、(三)國家獨占資本主義と農民とをつなぐ新しい農村支配者は、いかなる存在であるか、彼らの農民にたいする支配力は、どこからくるか、彼らをやしなっている經濟的基礎は、何であるか、(四)現在の農業再生産の過程をみた場合、生産力の發展をもたらしうるメカニズムは、もう作用していないか、もしありとすれば、それは、さきの國家獨占資本主義下の農民の性格規定といかなる關係をもつかである。これらの問題について、栗原氏が用意されている答を、順序をおうて讀んでゆくことにしよう。

第一に農地改革による地主制の解體については、氏の計算によれば、戦前には全耕地の四五・六%にたつていた小作地は、昭和二五年には一〇・六%に激減した。うち不在地主からの小作地は消滅し、村内の不耕作地主からの分は四分の一以下に、耕作地主からの分は三分の一以下に減少している。地主の戸數の減少は割合に緩かであつて、村内の不耕作地主戸數はほとんど變らず、耕作地主戸數も一〇%前後の減少にすぎない。かくして「わが國の地主制は

農地改革の過程において決定的な變化をとげ、名目的な地主戸數はあまり減少していないにもかかわらず、個々の地主の貸付地は極度に零細化し矮小化して、もはや實質的に寄生地主的土地所有としての意義を喪失するにいたつた」(六八頁)。しかも重要なことは、小作料の低率金納化によつて、地主の收取率が決定的に低下した點である。「小作料は農民の生産する剩餘價値の極小部分にすぎなくなり、その大部分は、税金やシェーレをつうじて結局獨占資本によつて收取されることとなつた」(七二頁)。その結果、「舊來の地主層はもはや地主そのものとしては決定的に轉落してしまつたのである」(九四頁)。

だが地主層は、寄生地主としてはもう存立しなくても、自作化をつうじて「強行的にいわゆる舊型富農に轉化」(九五頁)し、かような資格で農村支配者の地位を保持しえないのであらうか。それは、「二つの道」の古典理論の適用による「地主的農地改革」論が豫想した方向であつた。だが栗原氏は、これを「日本農業の現實そのものによつて拒否」(九五頁)する。たしかに農地改革過程において地主の土地取上による自作化が廣汎に進行し、小作農民の經營がその犠牲となつて轉落をよぎなくされたことは、事實であるけれども、自作化した地主の大多數は、不耕作地主でなく、耕作地主であり、その自作擴張の程度も僅少であつて、げんに一町五反以上を自作する耕作地主は、かえつて減少している。そこから寄生地主の富農化の結論をみちびきだすことは、到底できない。それは「地主の中農化ではありえても、地主の富農化とはいひがたいものである」(二〇七頁)。土地を取りあげられた小作農の經營規模をみれば、取上地主層にくらべて格段に大規模であるのみならず、一般農家にたいしてもかなりの程度に大規模であつた。<sup>(註)</sup>「そのかぎり零細地主が大きな小作農からわずかの面積の土地をとりあげて、零細經營を少しばかり擴張したというのが一般的であつて、多かれ少かれ小作農民層にとつても我慢のできるものが大部分だつたといわなければならぬ」(二〇

六頁。また地主自作化は、東日本より、「地主の身分的な力」がより弱化している西日本において、廣汎に行われた。このことも、地主の土地取上が「小作農民層にとつて承認されうる程度」(二一〇頁)のものだつたことを、意味する。

(註) ここで栗原氏が利用した資料は、農林省農地部『農地改革に關する統計資料』(二四年六月)によるもので、農地委員會によつて處理された合法的な土地取上のみに限定されている。その數倍にのぼる非合法的な土地取上こそ、問題ではないか。その全體の結果は、二四年三月の「農地センサス」にあらわれており、耕作規模擴張戸數に對する縮少戸數の上廻りは、小作・小自作では早くも三反以上(終戰當時の耕作規模)に、自作では五反以上に、自作では一町以上に、地主自作になると、漸く一町五反以上に姿をあらわしている(『農地改革顚末概要』九六九頁)。地主自作化が、村内耕作地主の中農化程度の自作擴張にすぎなかつた點は、栗原氏の主張どおりだが、そのための土地取上は、終戰當時三反一町の零細小作農をも廣く犠牲に供しており、近代的な經濟のフエーヤな見地からみて、「小作農民層にとつても我慢のできるもの」「承認されうる程度」のものではなかつたのである。にもかかわらずその大多數が當事者間で、部落内で暗黙のうちに處理されてしまつた點に、問題がある。

かつての地主の階層支配を規制したものは、氏によれば、「地主の身分的な社會的勢力」を根幹とする「いわゆる『事情の力』としての經濟外強制」(一一頁)であつたが、これも、農地改革をつうじて急激に姿を消した。もちろん身分的な社會關係は、多かれ少かれ殘存しているが、その主體であつた地主制が、寄生地主的にも地主富農的にも、階層としては事實上解體したのであるから、それは、「主體を喪失した社會關係」いいかえると「單なる思想・感情慣行」でしかなく、「經濟外強制としての半封建的意義を發揮」(一二三頁)できなくなるのである。地主制を基調とする半封建的な農業構造は、ここに事實上解體して「別箇の社會構造」に轉化するにいたる。

これが第一の問にたいする栗原氏の答である。かつての封建派の理論家たる氏は、いまや日本農業の半封建性をほとんど完全に否定しており、そのかぎりでは鈴木教授や大内教授に合流されたといつてもよい。しかも注目すべきは

地主自作化の事實にたいする氏自身の見解の變化である。氏は以前、西日本中心の「二町前後の積極的な大規模自作化」（傍點は綿谷のもの）でも二町前後の中農的なものなる點に留意）から、「地主の自作化が農業部面における地主＝富農化の線にそつて、日本型の零細え、セ、エンケル的なプロシヤ型の上からの地主富農的農業改革に向つて進んでいる」  
「地主的土地所有と農民的小商品生産」――經濟評論二年五・六月號――とし、耕作地主層がともかく自作農として村の新支配者の地位に居座らうとする面を強調したのに、この見解は、いまや事實上否定されている。理由は明かではないが、おそらく、その間に起つた農村インフレの終熄と安定恐慌とが、當初ある程度豫想された地主富農經營の一應の實現可能性をすら、否定しさつたからであるまいか。それは同時に、氏の新見解たる「國家獨占資本主義の直接的な農民把握」の理論がでてくる客觀的基礎でもあつた。

今度の農地改革は「地主的改革」ではなく、占領軍の經濟民主化政策の一環として戦後の資本の立場が主導したものである。その過程で資本は、かつての盟友を見殺しにせざるをえなかつた。地主自作化は、かような改革にたいする受身の適應でしかなく、資本家的な地主富農たりうる條件をもたなかつたのである。だが改革後の自作地主は、經營としては中農程度のものであつたにせよ、たんなる農民一般に解消してしまつただろうか。新しい農村支配者のよつてたつ基盤には、なんらかの形で地主制の根が残つてはいはしないか。わたしは、この疑問を保留しながら、つぎに進むとしよう。

第二の問題は、地主制解體後の新しい農業構造における國家獨占資本主義の收取方式であり、そのもとでの農民層の變質である。栗原氏によれば、「農民層の地主制からの解放は、農民層の順當な資本主義的階級分化ではなくて、農民層の國家獨占資本主義による直接的な把握に道を開いた」（二二五頁）。この直接的な把握は、「たとえば次のような

形態で展開される。」農民層は、まず農業手形制度によつて農業用資金を前貸され、肥料農藥農機具等の生産手段は主として農協をつうじて販賣され、生産した農産物は直接國家によつて強制的に買付けられるか、または大資本によつて買占められ、その販賣代金は、農協によつて半強制的に農林中金に吸いあげられ、わずかの利得は餘すところなく税金によつて奪い去られ、かくして次年度の再生産は、またや農業手形の借入をもつて開始されねばならなくなる。「そのかぎり、形の上では地主制から解放されて獨立自營農民となつたごとくでありながら、實質的には、國家獨占資本主義に全面的に従屬する事實上の賃銀労働者、すなわち國家獨占資本主義的家内工業の事實上の賃銀労働者に顛落されるにいたつた。」「この國家獨占資本主義的家内工業は」、「農民層を残るくまなく收奪し、地主による半封建的收奪を強權によつて再編成したものである」(一二六頁)。

「戦時から戦後にかけて」「この國家獨占資本主義の最も端的な形態が食糧管理制度であつて、日本農業の構造的變化は具體的には食管制度の直接間接の結果としてひきおこされたものである、ということもできる」(一二四頁)。だが「國家獨占資本主義は、食管制度と同一では、もちろんない。食管制度が進展するにつれて、それ以外にも、税金により、金融的措置により、闇價格の崩壊により、農村諸機關の整備によつて、國家獨占資本主義の農業把握の體制が次第に確立して、食管制度はただその體制の一環ということになつてきた。もはや供出制度だけではすしても」(一二〇頁)、農民は、解放されて「獨立自營農民へと展望せしめるものではありえないのである」(一二二頁)。

かような國家獨占資本主義的農民把握の體制は、「戦後の農村インフレ期をすぎて」(一二四頁)ようやく確立した。そのことは、農家經濟の面に反映されている。農家所得にたいする諸負擔(小作料・負債利子・租税公課)の比重は、昭和農業恐慌の昭和五十七年を最高として、徐々に低下して終戦直後には未曾有の低さとなつたが、ふたたび増大して

農地改革によつて小作料負擔が激減した二二・二四年には、逆に戦前の水準にもどつた。これにおうじて農家の收支バランスも、昭和六年の恐慌の底から上つてきて、戦後インフレーション期には最高にたつしたが、また逆轉し、「本格的農業恐慌の局面」たる二四年には昭和六年以下のなバランスとなり、「經濟循環の過程をひとめぐりしただけのことにすぎなかつた」(一六二頁)。農業生産への投資も二二年だけにおわり、生産力指標たる資本の有機構成(c/c)は、二三年にはまた戦前の水準に低下してしまつた。要するに農民の經營經濟は、地主制の解體にもかかわらず、なんら「質的」といふほどの重大な變化」(二六六頁)をしめしえないのである。それは、國家獨占資本主義の農民把握の體制が確立するにいたつた結果にほかならない。

このような事情のもとでの農民層の分解は、適當な資本主義的兩極分化の方向をとることなく、「はげしい貧農化傾向をつき進んだ上で、きわめて緩慢な中農化傾向をあらわす」(二二六頁)。戦後の農民層の動きをみると、二二年までは一町未満のみが増大する全般的な「轉落傾向」だが、二四年には五反一町のみが増大し、さらに二五年には一・三町層だけが増大する「はつきりした中農化傾向」に轉じている。栗原氏は、この轉換の意味を、「戦後の農村インフレーション期」から「國家獨占資本主義の農民把握の體制がようやく確立する」(二四四頁)にいたつた點にもとめるのである。その重庄が「戦前の地主よりもさらに一段と強烈」である結果として、中農化の性格も、より緩慢であり、より「矮小化」(二四四頁)されたものたらざるをえなかつた。

だがわたくしは、ここで一つの質問をしておきたい。中農化の矮小化は、なるほど國家獨占資本主義の重庄によるとしても、二四年を劃期とする中農化傾向の復活までが、國家獨占資本主義の農民把握の體制確立に、直結さるべきであらうか。氏の論理よりすれば、農民層の全般的な轉落は、二四年以降さらに激化さるべきはずではないか。かく

して中農化傾向自體の内包する意味が問題となるが、その戦前版に關するかぎりでは、地主制の重圧下で「多かれ少かれ日本農業の商品生産的發展を擔つていた」（二三〇頁）のである。それは、氏の舊著『日本農業の基礎構造』が、經濟學的には充分といえなかつたにせよ（この點の批判は、拙稿「日本農業における中農層の形成」をみよ）、一貫して強調した點であつた。この中農化傾向の前進的側面が、國家獨占資本主義論の登場とともに、あまりにも矮小化されてはいないか。かような矮小化が吟味の餘地をのこすことは、現實の農業再生産過程にたいする氏自身の分析が、みずから實證するのである。順序を變更して第四の問題に飛ぶとしよう。

第四の問題にたいする氏の分析で、とくに興味をそそるのは、戦前農業を特質づけていた「東北型と近畿型との對抗」（山田盛太郎『日本資本主義分析』一九七頁、山田勝次郎『米と繭の經濟構造』一三一―一七頁をみよ）の解消傾向と、「農業生産の主産地化傾向」（二二九頁）が檢出されていることである。米作では、東北にたいする近畿の戰前的な優位はおおよそ逆轉し、東北ないし北陸の米主産地帯における米作生産力が、勞働生産性と土地生産性との並行の形で、「戦後いよいよ本格的に高まつて」おり、米以外でも「それぞれ獨特の形で主産地形成の傾向を、むしろ米よりも顯著にしている」（二二六―二七頁）。主産地の生産力向上が強制的な供出制度下でなおありえた所以は、「主産地がいずれも比較的經營規模が大きく、その専門化しつつある集中生産によつて、一般的な逆條件にもかかわらず、ある程度まで生産力の増進が行われえた」からである（二二七頁）。それは、きわめて端緒的であるにせよ、大經營による小經營驅逐の法則の發現にほかならない。

栗原氏が第四の問への答として指摘された戦後の主産地化傾向は、生産力發展をもたらしうるメカニズムが、國家獨占主義的農業構造においても、けつして喪われていない證據である。いいかえれば農業の技術水準Ⅱ「勞働の自由な

社會的生産力」(拙稿「中農層の形成」をみよ)の向上をめぐる經營の自由競争が、なお脈々として生きていることだ。かようなメカニズムが、戰前には地主制の重圧を、戰後には國家獨占資本の強權をくぐつて、あらわれでる姿こそ、いわゆる中農化傾向なのではないか。かりにそうだとすれば農業恐慌の年たる昭和二十四年から緩漫にせよ中農化傾向がでてきた事實は、資本の古典的な論理たる自由競争が、戰後經濟の特異な構造中に從屬せしめられながらも、いまや激化するにいたつたことである。それは、より具體的には、經濟循環の一局面としての恐慌の所産であつた。農業恐慌が、供出ないし税金恐慌として從屬せしめられた形をとりながらも、なおもちえた進歩的機能こそ、中農化傾向(註<sup>1</sup>)がまた日の目をみることできた契機ではないか。ところが氏は、すでにのべたように、中農化傾向の再現そのもので「國家獨占資本主義の農民把握の體制確立」に直結するのである。これは、國家獨占資本主義理論のあまりに安易な適用ではないか。(註<sup>2</sup>)

(註<sup>1</sup>) 「農業恐慌は、他のすべての恐慌と同じく、農民大衆を破産せしめ、現存所有關係の破壊を招來し、所々方々に技術的退歩をもたらし、經營の中世的諸關係および中世的形態を復活せしめる。けれども全體としては、農業恐慌は、社會的進歩を促進し、家父長的停滯をその最後の避難所から放逐し、農業の一層の専門化と機械の一層の應用とを餘儀ならしめる。」「農業における資本主義第二論文」――レーニン農業問題體系「邦譯第一卷七九頁」

なお附言するが、中農化傾向は、昭和二十四年以前でも全面的な顛落傾向におおわれながら、ポテンシャルに作用していたものであり、安定恐慌を契機にして表面化したにすぎない。前掲『農地改革顛末概要』九七一―六頁をみよ。

(註<sup>2</sup>) わたくしは、國家獨占資本主義論の妥當性それ自體をここでは検討しない。便宜上栗原氏にしたがつて、その支配を前提する。國家獨占資本主義なるものは、國家機關と獨占資本との合生であり、強權をもつて資本の支配をバックアップすることだといわれる。その農民把握の方式は、氏によれば(一二六頁)、強權的である。だが國家獨占資本主義は、種々の形での自由競争の存続と恐慌とを随伴するものだし、氏があえてしたように(つぎの農民の性格規定をみよ)、農民の小商品生産的ウクラソドの存在まで止揚するものではない。いわゆる中農化傾向の再現は、この側面において理解されるべきである。

ここにおいてわたくしは、栗原氏がさきにあたえた戦後農民の性格規定について、質問せざるをえない。氏のみた戦後農民は、「國家獨占資本主義的家内工業の事實上の賃労働者」ではない。しかも氏は、「富農的要素をもふくめて」全農民層をこれに歸屬せしめようとしているごとくであり（一三二頁）、そこから國家獨占資本主義と全農民層との對立の面を強調するのである。だがかような性格規定をうけた農民は、さきに氏が分析した農業生産の主産地化傾向の、すなわち「農業における商品生産の發展にもとづく生産の専門化・高度化・集中化」（二二九頁）の事實のトレイガーたりうるだろうか。後者の事實は、農民が、農産物を一應自己の商品として生産販賣し、自由競争と階層分化との餘地をもつ小經營者たることを意味する。中農化傾向も、この資格で行われる。これに反して前者の規定の農民は、マヌファクチュア・大工業の「外業部」たる「資本家的家内労働」者（註）と同一質のものであり、事實上もはや自己の計算で商品を生産販賣することなく、かかるものとしての自由競争と階層分化との餘地をもたないのである。これは明かに自己矛盾ではないか。わたくしは、全農民が上からの供出・税金・金融措置等によつてうける重圧を、否定するものではない。だがかような重圧は、小商品生産者としての資格でうける重圧ではないか。またわたくしは、後述するような意味で、農民の事實上の賃労働者の性格をみとめる。だがこれをもつて戦後農民の全性格を一面的に規定しざるのは、やや誇張にすぎはしないか。彼らは、同時に小經營者たるのみならず、とくに現在では大半自作農ではないか。氏は、今次農地改革の自作農主義の意味を過小評價されているとおもう。

右のような農民層の性格規定は、さらにすすんで戦後の農村支配者にたいする氏独自の性格規定にまで發展する。さいごに、取りのこしておいた第三の問題にうつるとしよう。

（註）「買占業者は、精製品市場から小營業者を切離した後、今や彼を原料から切離し、かくして最終的にクスタリを自己に

從屬させる。この形態から商業資本の最高形態——ここでは買占業者は一定の支拂に對して「クスターリ」に加工材料を直接分配する——に至るには、もはやただ一步が残されているにすぎない。クスターリは自宅で資本家のために働く賃労働者に事實上なるのである。買占業者の商業資本は、ここにおいて産業資本に移行する。資本家的家内労働が造出される」(『ロシヤにおける資本主義の發展』下巻五二頁)。

第三の問題は、戦後の「農村における新しい支配者」(一一四頁)の性格である。その存在の形態、支配力の源泉、その經濟的基礎が明かにされねばならない。すでにのべたように氏によれば、地主制は解體して、自作化した姿でも農村支配者たる資格をうしなつており、一般農民は、その富農的要素ですらも、國家獨占資本主義的家内工業の事實上の賃労働者たろうとし、これに原則的に對立する。だが國家獨占資本主義も、「全く孤立しては」農民層を把握できず、なんらかの「エージェント」(一一三頁)を要するとすれば、かような農村のエージェントの性格は、何であるか。

それは、「農村のあらゆる行政ないし業務機關の役職員等によつて構成され」、「そのおおよそ半數は各種の役職の二つ以上を兼務し」あう「半職業的な農村ボス層」(一二四―五頁)である。しかもそれは、「戦前の地主が多かれ少かれ自らの權勢によつて直接的に農民層をおさえていたのとはちがつて、國家獨占資本主義の單なるエージェントとして、その虎の威をかりて間接的に農民層をおさえているにすぎない」(一二六頁)。「この便乗的農村ボスこそ、かつての地主制にたいする自作農民層のように、國家獨占資本主義にたいする農村の藩屏としての役割を演じようとするものである」(一二三頁)。

かような人々の出身階層については、農地委員・農業調整委員・農協役員の經營規模別構成をみると、その大多數は耕作農民であり、しかもきわめて顯著に上層經營規模階層にかたよつてゐる。だが彼らは、「その主要出身階層であ

る中富農層を代表し、その階層的勢力にもとずいているものでは、じつはない(一一六頁)。中富農自體は、國家獨占資本主義の對立者だからだ。かくして彼らは、その出身階層にすら背をむけた「一握りの特權グループ」(一二三頁)にすぎない。

ではかようなグループをやしなう經濟的基礎は、どこにあるか。それは、「國家獨占資本主義の農民收取に便乘して」取得する「特權的利得」(一二四頁)にすぎない。したがつて彼らは、「その特權的利得によつて富裕化しつつある點にもとずいて、特權的富農と呼ぶことはできても、それは農村階層としてのいわゆる舊型富農とも別箇のものであり、いわんや階級としての資本主義的富農とも異なるもの」である(一二三頁)。

以上が、栗原氏がえがきだした農村支配者の姿であつた。それは、たしかに戰後農村の重要な一面を反映しているといえよう。だがこの「一握りの特權グループ」規定をもつて、農村支配者の全性格をつくしうるであらうか。ここでわたくしは、二三の常識的疑問を發するにとどめておきたい。

まず最初におこる疑問は、新農村の支配者が「國家獨占資本主義に全く從屬する下請け機關」(一二四頁)にすぎないとしても、なお上からの政策滲透にさいして農村の實情を主張し、これを變容する機能をのこしていないかということである。しかもそこに、彼らの出身階層がもつとも強く代表し、かつ利益を感じる「思想・感情・慣行」が、實をむすんでいないだろうか。この點は、農村の現場で具體的に吟味されねばならない。つぎの疑問として、彼らの主な出身は中富農層だというが、この階層がもつとも多く「特權者」を選びうる根據は、何か。またいわゆる中富農とは、いかなるものであるか。氏はたんに耕作の大小でみているが、さらに自作農たる面でその地位の上下が究明さるべき

である。第三の疑問は、彼らの取得する「特權的利得」の内容が、まったく分析されていないことである。これを手抜きのして農村支配者の性格規定に飛ぶのは、やや強權的ではないか。また氏は、國家獨占資本のエージェントを農村の諸機關團體およびその役職員中にもとめているが、この兩者をまったく等置する眞意ではなからう。この點でも分析は不充分なのではないか。

これらの疑問は、じつは一つに關連しあうものである。わたくしがさきに第一の問題について保留しておいた疑問、すなわち地主制の根の殘存形態の點も、これに歸一する。ところが栗原氏の實證的研究は、これには答えてくれなかつたのである。氏が從來の著書において、また本書の他の部分において、きわめて實證的な態度をとられたにもかかわらず、右の點では實證性をうしなわれたのは、なぜであらうか。わたくしの想像がゆるされるとすれば、それは、前述の農民の性格規定にさいして國家獨占資本主義論をやや安易に適用されたからだとおもう。そのかぎりでは、さきに鈴木教授がみずからを批判された「適用の見地」が、まだ栗原氏にも殘つていようである。

以上をもつて、本書の批判的紹介を終る。<sup>(註)</sup>

(註) ここで全然ふれえなかつた部分として、第一章前半の地主制の成立と第三章後半の日本農業のマクロ的分析に關する問題提起とがある。ことに後者はきわめて興味あるものだが、主題の制約上、割愛せざるをえなかつた。この點遺憾である。

#### 四 農地改革後の自作農の性格 その一

鈴木教授と栗原氏、この二人の學者の日本農業論は、かつてはまったく相反したものであつた。土地所有の性格に

つては一方はとかく近代的のみ、他方はこれを封建的のみた。農民の低賃銀と高率小作料との結合においては一方は低賃銀を、他方は高率小作料を決定的とした。國民經濟の特質と農業のそれとの關連では一方は前者から出發し、他方は後者を重視した。ところが現在の日本農業になると、これらの對立はほとんど解消している。その理由は、兩氏の見解がそれぞれ發展したからでもあるが、より基本的には、農地改革の實施がかうな對立の必要を事實上なくしたからである。農地改革は、封建論争まで解決したといつてよい。そこでわたくしは、兩氏の新著に現在の日本農業の積極的解釋をもとめたのである。その結果は、前二節に紹介したとおりであつて、鈴木教授からは理論の面を、栗原氏からは實證の面を學ぶことができた。にもかかわらず當面の主題たる、農地改革後の自作農の性格についてはなお納得できないものをこのすのである。わたくしは、さらに外在的角度から、兩氏の著書に二つの質問をしておこう。一つは、栗原氏にたいするもので、改革後における自作農的土地所有の意義であり、他は鈴木教授の新見地にたいするもので、勤勞者としての農民の自家勞働の評価である。この二つの質問の内容は、結局において、農地改革による自作農の性格を規定することになるかとおもわれる。もとよりそれは、まだ充分な理論的吟味も實證的裏付けもえていないところの、一應の試論にとどまる。

まず第一に問いたいのは、改革後における自作農的土地所有の意義である。栗原氏は、農地改革の成果として地主制の解體をあげたが、大多數の農民が自作農として創設固定化された意義については、ふかく檢討されることなく、彼らを一義的に國家獨占資本主義的家内工業の事實上の賃勞働者として規定するのである。たしかに戦後の自作農の所得水準は、全體としては事實上の賃勞働者でしかないであろう。大内教授も、一九三六年の農家經濟調査によつて小作農の農業所得がC+〇・七三Vを實現するにすぎないと指摘されたが、これは、改革後の自作農にも適用され

る。いわゆる價格支持政策は、農業を「他の諸産業と平等なる基礎の上に」おくといひながら、じつは自作農の所得をかかる諸産業における賃銀労働者の社會的な標準賃銀に均衡せしめる程度のものであつた。これによつては、標準的な生産力水準をもつ自作農の自家賃銀部分は保護されても、それ以上にでる地代部分も利潤部分も、實現されないのである。彼らの正常な資本家的發展はもとよりとして、地主富農的な方向すら、阻止される。栗原氏も鈴木教授もいわれたように古典的な「二つの道」理論は、もう過去のものとなつた。事實上の賃労働者としての小農を維持し、かかる農民の勞力の單純再生産だけを考慮することによつて、一國の農業生産は、總資本にとつて廉價に維持されるのである。このかぎりでは、農地改革が農民にさすけた自作農的土地所有者の資格は、地代部分も利潤部分もたらずことなく、實質的には土地臺帳上の架空の名義たるにすぎない。

だがはたして全面的にそういえるであらうか。氏の規定のごとく戦後農民の性格が「資本家的家内労働」に服する事實上（*de facto*）の賃労働者と質的には同じ範疇であるとすれば、彼らは、いかに不完全にせよ、自家の手取所得をまず社會的標準の賃銀ないしその一部分として理解するにちがいない。賃銀としての理解は、みずからの勞力の價格（再生産費＝生活費）を労働そのものの價格とみ、したがつて不拂労働までを支拂われた労働とみる點で、もう歪んでいるけれども、それは、資本主義のもとでは必然であり、そのかぎりでは正常だといえる。それは、農民が近代的な勤勞者の立場にたつための、出發點となるのである。氏が國家獨占資本主義と、全農民との對立の一面を強調されるのは、かような論理が暗黙のうちに働くからであらう。だがここで鈴木教授の新見地によるとすれば、戦後農民の手取所得が結果的には一般賃銀労働者なみの「自家賃銀」（勞力の再生産費＝生活費）しか實現していないとはいへ、これをただちに資本主義の賃銀範疇で律してしまい、彼らが機能的にも事實上の賃銀労働者化したというのは、やや早

計ではないか。彼らは、國家獨占資本主義の重圧によつて上昇の途を絶たれながらも、なお小農であり、その勞力は商品形態をとることなく、生産手段の所有と未分化な形で結合している。<sup>(註1)</sup>このように小農的性格を前面におしだした場合、農民は、近代的な勤勞者風に社會的標準賃銀によつて自家勞働を評價し、その實現を經營にもとめるとはいえない。農民を經營者の資格でみるならば、彼らは、粗収益から物財費その他と一緒にこの社會的な勞働評價分Vを事實上の費用として差引き、のこりの純収益m（地代および利潤の源泉）の實現がいまやゼロないしマイナスになるとは、かならずしも計算しない。かえつて、小農でありながら資本家的計算をする現在の農民は、バルザックがえがいたように、「様々の勞働を無料で給付し、しかも彼ら自身ではこの勞働について何等の現金支出もなさぬ故に、何物をも贈與しておらぬと信ずる」ことすらありうる（『資本論』第三卷上カウツキー版一四頁、高島譯一六頁）。この場合、農民は、勞働を提供しつゝこれを評價せず、經營者としてみれば、自家勞働費を計上していない。このような自家勞働の完全な無評價をかりに前提するとすれば（これは小農一般に共通ではなく、さらに特殊な條件——中間項を必要とするが、ここでは捨象しておく）、彼らの手取部分（粗収益—（物財費＋租税公課＋負債利子））は、自家勞働費を支出として天引することなく、そのままで經營の純収益（儲け）だとみなされ、この形態を通じてはじめて生活費に轉化するのである。この手取部分の額は、近代的賃銀勞働者の目からみれば、農民が勞働提供によつて取得しえた社會的標準賃銀ないし夫れ以下であつたとしても、農民は、これを賃銀所得として、あるいは自家勞働費としては理解しない。それは、すべての經營費を支拂つた残りの、純収益——近代的企業者からみれば戲畫的たといえ——として取得されるのである。したがつて彼らの生活は、たとえ都會の勤勞者よりミゼラブルであるにせよ、賃銀所得でなく、純収益からの所得で賄われている點では、資本家や地主の生活と異なるところはない。だがこの純収益の取得主體の性格が、つぎの問題である。

いまや彼らは、農地改革によつて自作農なのであるから、いわゆる「經營體」(大槻教授)を構成するものは、自作地と自己資本とからなる。もつとも從來の公認された考え方によれば、自家勞働が經營費として計上されないような小農經營では、自家勞力が經營體として姿をあらわし、その収益化を經營目標として純収益が追求せられる。<sup>(註2)</sup>「小經營は、その經營の旨とする所、利潤の獲得にはあらぬ、その終歲汝々役々として勞作する所、その自家勞力即ち自個及びその家族の勞力を利用して、出来るだけ多くの収入を獲得することに集中する」(横井時敬『小農に關する研究』八頁、なお二二一―二三二、一四二―一四八頁をみよ)。自家勞働は、その評價規準が社會的客觀的に制約されるところの費用として、經營の與件に數えられることなく、しかも自家勞力として經營の主體に高められるのである。この考え方は、わたくしには疑問なきをえない。それは、後述するように、現在の農民を資本主義の農村滲透の下で正しく捉えているといえないし、その滲透下でなお自家勞働を事實上の費用として評價しないとすれば、農民の勞働提供者としての評價主體そのものを未成立ならしめるような生産關係が残存しているからだとみてよい。この場合、自家勞力を經營主體にあげるのは、明かに自己矛盾である。この點なお吟味すべきだが、わたくしの疑問が正しいとすれば、農民の經營主體は自作地の所有+自己資本であり、これが、純収益を産む主體としてあらわれる。ところで農業技術水準が、たんに勞働集約的であるか、またはたんに勞働粗放的であつて、資本集約的な技術がまだ伸びておらず、土地條件(面積・地力)による「勞働の原生的生産力」(die naturwüchsige Produktivkraft der Arbeit)の攪亂作用の餘地がきわめて大きい場合には、しかも農民が名實ともに土地所有と經營と未分化な自作農であり、この土地條件による攪亂作用が産みだす超過収益部分が、なんらかの形で差額地代化して、個々の農民の事實上の經營費として機能していない場合には、經營主體を構成する土地所有と經營(自己資本)とは、渾然一體として癒着しつつ、土地所有

(註3) が上位に立つて經營の機能を自己の中に吸収することになろう。かかる性格の土地所有をもつて自作農的な土地所有(獨占利用)と名付けるならば、さきにもべたような經營の純収益は、自作農にとつては、より具體的に自作農的土地所有(獨占利用)の収益化の所産として、いいかえると一種の地代的な純収益として、理解されることになりはしないか。つまり彼らは、自作的な經營者としてよりも、自作的な地主として純収益を取得するのである。この點をより明かにするために、チューネンの純収益規定をつうじて獨逸のユンカー地主の計算方式をみるとしよう。

(註1) この點についての兩氏の見解の事實上の相違は、中農化傾向にたいする重點のおき方の相違として看取される。栗原氏によれば、「中農化傾向は原則的にはむしろ兩極的な階級分裂があまりに苛烈で、兩極ともに農業外へと分裂してゆく過程にほかならない」(一四五頁)。ここでは國民經濟全體の視野でつかまれ、この面で中農層は、總資本にたいする事實上の賃労働者となる。これに反して鈴木教授は、農民の半プロ的分解を強調する大内教授にたいして、「吾々は、この分解に明確な限度のあることを強調したいのである。教授においてはこの限度はむしろ指摘されていないように思われる」(二四八頁)と、批判している。

(註2) たとえば正統派的な考え方をもちとも科學的に體系化された大槻教授によれば、「物財賣買取引發生後の個人經濟經營」(大體において資本主義下の自作農經營とみてよからう)の「純収益」は、粗収益から物財費および租税公課を差引いた殘留分であり、自家労働費は經營費に計上されない。しかもこの純収益は、經營體を構成する三つの所有生産要素すなわち自家勞力・自作地・自己資本の収益化の所産として把握される。つまり自家勞力の用役としての自家労働が經營費としては計上されないが故に、「純収益」の一部分は自家勞力の収益化の所産たりえたのである(『農業經營の基本問題』第九・十章、『國家生活と農業』第三篇第三章をみよ)。ところが私の考え方は、改革後の自作農が、資本主義の滲透下にありながら、自家労働を事實上の經營費として評價することなく、これをなお無視するような事情にあるとすれば、彼らの「純収益」は、自作農的土地所有(自己資本を吸収したところの)の収益化の所産としてのみ理解されるとし、經營體としての自家勞力の登場を否定するのである。

(註3) かような土地所有と經營との未分化は、法律學者によつて土地所有權のゲヴェーレ的性格として規定されるものである。石田文次郎『土地總有權史論』、川島武宜『所有權法の理論等』をみよ。その經濟學的理解については拙稿「中農層の形成(上)」

をみよ。かような前近代的な所有と經營との未分化は、わが國舊農地制度の原初的な姿であつた。それは、産業資本確立後の中農層の形成によつて否定の方向に向いながらも、なお充分でなく、今度の農地改革では、かえつて逆轉した面もみられる。だがそれは、資本主義の農村滲透の下では結局否定——合理化されてゆかざるをえない。改革完了後の農地移動の意味。なおこの點については、稿を改めて實證的分析を行うこととしたい。

周知のようにチューネンは、農産物の市場價格を所與のものとして、それぞれの市場距離の土地におけるもつとも合理的な經營組織決定の指標を、最大の「純收益」(Reinertrag)にもとめてゐる。この純收益は、總收入から物財費、勞賃費Vおよび資本利子を差引いた残りとして計算され、『孤立國第三版三〇～四四頁、近藤譯一九一三四頁』、内容的には企業利潤と地代との未分化なものであるが、しかも「土地々代」(Landrente)として規定されるのである。かような純收益規定の意味を近藤教授にきくならば、それは「企業者にして地主を兼ねたる企業地主の立場」(『チューネン孤立國の研究』三三頁)であり、いいかえると一九世紀前半貴族のグーツヘルシャフトから移行したユンカー地主經營の計算方式であつた。そこには、資本家的經營が土地所有から分化することなく、その屬性として包攝されるところの、近代的にはなお立ち遅れた状態が、反映してしたのである。しかも近藤教授によるチューネン賃銀論の解釋によれば、企業地主がうけとる「地代及び利潤がまず生産物(收益)から取り去られ、その殘餘が賃銀及び利子として支拂われる」(前掲書二一四頁)形になつており、この點、「生産物のうち勞働に對する分配が(生活必需品の價格により)まず決定される」とするリカード賃銀論との差異であつた。この教授の解釋が正しいとすれば、それは、農業資本主義化のプロシヤ型の理論的表現だともいえるのであつて、そこでは獨立の階層としての賃銀勞働者が登場しておりながら、まだユンカー地主への半封建的隸屬をのこしていたのである。

このユンカー地主の特異な計算方式を、過小農的に變容し内攻した形で、改革後の自作農民にも適用せしめるような客觀的地盤が、存在するのではなからうか。わたくしがかつて指摘したように、土地所有と土地耕作との結合は、舊農地制度の原初的性格であつた。もちろん小作關係はすでに發生していたけれども、それは、地主の支配下にある

|                                             |               | 5反未満 | 0.5～1町 | 1～1.5町 | 1.5～2町 | 2～3町 | 3～5町 | 5町以上 |
|---------------------------------------------|---------------|------|--------|--------|--------|------|------|------|
| 昭和15年<br>(A)<br>22年<br>(B)<br>$\frac{B}{A}$ | 15年           | 4.50 | 5.33   | 6.17   | 6.79   | 7.54 | 8.53 | 9.86 |
|                                             | 22年           | 5.33 | 6.24   | 7.04   | 7.66   | 8.73 | 9.18 | 9.59 |
|                                             | $\frac{B}{A}$ | 118  | 117    | 114    | 113    | 116  | 108  | 97   |

備考 昭和15年分は『適正規模調査』田作地帯全國平均より、22年分は8.1センサスより。

をみると、復員引揚げや都市からの歸農によつて激増をとげ、その後も農外諸部門に充分吸收される途をもつことな

農民が、零細小作農として、その所有地を請作したにすぎなかつた。當時は技術水準も低く、土地の面積および地方の獨自主産力的役割は絶大であつたが、その配分は、自作地主や上層自作農に厚く、土地所有にめぐまれない下層農民には薄かつた。(註)明治末期以後、下からの中農化が進行し、小作關係も新しい意味をもつてきたが、右の舊い結合の型は根本的には残つたし、中農化そのものも自作化に變質していつた。今度の農地改革は、なるほど貸付地主を實質的に解消したが、改革前の自作地主や自作農における所有と耕作との結合の面には、ほとんど手をふれなかつた。それはまた、小作農を従来の耕作状態のままで自作化したから、その土地條件の不利は存続せしめられた。しかも改革過程において、土地取上や交換の形で多くの優良地が地主の自作地に轉化し、舊小作農の耕地は、さらに零細劣悪となつた。そのかぎりでは農地改革によつて、土地所有と土地耕作との結合が擴大固定するとともに、その方式は、改革前土地所有にめぐまれた農民により有利で、しからざる下層農民にはより不利なものとなつた。他方において戦後における農村人口の動態

く、潜在的過剰人口として沈澱している。しかもこの人口圧力の増大は、もつとも零細農において痛切なようである。不完全だが、右の表をみよ。それは、彼らにとつて土地不足が、いまや死活的な問題となつたことであろう。要するに土地にたいする人口のアンバランスは、戦後とくに増大したのであり、その負擔の程度は、舊自作地主や上層自作農より、舊小作零細農において重いといふことができる。

(註) 面積の點において、土地所有の大きな農民が耕作者としても大きく、零細所有者が零細耕作者たることの統計數字は、拙稿「中農層の形成」をみよ。地力の良否の點についての統計はあまりないが、たとえば木村修三教授「農業經營および所有農地の廣さと土地の良否との關係」(『農業經濟研究』六卷一號)をみよ。

このように、一面では所有と耕作と未分化な形で土地の獨占が、改革によつて不動のものとなり、他面では勞力の半失業的狀態がいよいよ激化したとすれば、この兩面をそなえた自作農の經濟計算において、土地獨占者たる資格が直接生産者の資格を圧倒しさることになる。それは、さきにのべたユンカー地主の特異な計算方式が、直接生産者資格の農民にとつて、もつともみじめな形で適用されることである。すなわちユンカー地主の場合には、ともかくも直接生産者の必要勞働部分(勞力の再生産にあてられる部分)は賃銀の形態で計上しておき、それ以上の剩餘勞働部分のみが地代化したのであるが、わが自作農の場合には、必要勞働部分そのものが、いわば地代的に實現されるのである。彼らが事實上の賃勞働者(たゞし結果的に)としてようやく確保しえた最低の生活は、近代的な勤勞者の目からみた「勞働の成果」(V)としては意識されず、かえつて自然の土地にたいする排他的な獨占の成果として、顛倒した形態をとるようになる。この一見幻想的にみえる自己疎外こそは、改革後の自作農になおつきまとう一種の「物神的性格」(Feischarakter)だといえよう。それは、直接には右にのべた現在の深刻な農村事情によるものだが、究局

するところ、彼らにおける近代的勤勞者としての主體性の缺除に、いいかえれば、自家勞働の評價の缺除にもとずくものであつた。自作農的土地所有が無から有を作り、砂を化して黄金たらしめえた秘密は、ここにひそんでいる。

だが自作農個々にみられた一種の物神的性格は、彼ら相互の社會關係において、どのような形態に轉化するかが、問題となる。この點についてはまだ不充分だが、一つの形態だけあげておこう。<sup>(註1)</sup>すでにみたとおり、改革後の土地配分が、小作零細農その他の舊下層農民にとつて、從來よりもつと不利になつたにかかわらず、人口圧力の加重が彼らにおいてより深刻であつた。しかも舊農村支配者は、すくなくとも自作地主や上層自作農であるかぎり、保有人口に比してより恵まれた形で、土地を獨占利用している。このような事情のもとでは、舊下層農民は、かりに近代的に自家勞働の評價をしても、事實上これにかかわらず劣惡な條件で、ありあまる自家勞力の収益化をはからざるをえない。雇用をもとめる相手は、部落内部では主として舊自作地主や上層自作農であつて、その自作經營に雇われたり、保有小作地を借入れることである。<sup>(註2)</sup>かような機會は、いまや少いであろうが、そのため條件はさらに劣惡となり、法外な闇小作料と低賃銀とをうみだす。ところでかような商品經濟關係は、いまや舊下層農民が近代的な勞働の評價をもたないとした場合には、これによつて人格的庇護と從屬の性格を附加することにならないだろうか。その理由は、いかに劣惡な條件であつても、この小作や被傭によつて若干の生活費をかせげるにちがいないし、しかも彼らは、これを自己の「勞働の成果」——ミゼラブルにせよ——として正常に理解しえないからである。それは、相手側たる自作地主や上層自作農、あるいは耕作規模の大きな新自作農（これには舊農民組合指導者も入るだろう）の、いわば無償の庇護として理解される。この庇護の源泉が直接間接に、相手側のより有利な土地の獨占にあるとすれば、かかる獨占は、その土地の物理的大さが最大限自作地三町、小作地一町であつたにしても、たんなる經濟的機能以上のものは

たすのである。他方、これら裕福な自作農もそれ自身さきにもべた物神的性格の持主であると想定すれば、その土地耕作の純生産物(V+M)が、近代的賃銀労働者からみた「労働の成果」(V)以上のものをさして多く含まないにせよ、これまた、すべて土地獨占の成果として理解される。したがつてこの成果の一部分が、雇傭や小作關係をつうじて、他人の手で實現された場合にも、それは、これら雇人や小作人の當然の「労働の成果」ではなく、自己の土地獨占から分出した無償の庇護として理解される。以上の總行程の結果として、裕福な自作農と下層農民との間にむすばれる小作關係や雇傭關係は、たんなる商品經濟關係にとどまることなく、當事者双方によつて、程度の差はあれ人格的庇護と從屬の關係にまで變質せしめられるのではないか。しかも當事者双方の有力なメンバーが改革前の自作地主と小作零細農であるとすれば、かような特異な關係は、いわゆる半封建的な地主制の根の殘存を意味しないか。

もちろんかような關係は、數量的には改革前の小作關係や雇傭關係の何分の一かにすぎず、當事者をそれほど拘束しないであろう。供給される小作地と雇傭機會そのものが減少したからだ。そのかぎりでは、双方ともに「獨立自由」——より正確には「一袋の馬鈴薯が馬鈴薯一袋をなす」ような——の自作農であり、地主制は、たんに根としての殘存にすぎず、あるいは彼らの自家經營で内攻している。そのことは、現在の小作および雇傭關係が明確な兩階層間の關係としてあらわれない所以でもある。だが關係當事者双方の範圍は、かならずしも縮小しているとはいえないであろう。一方では耕作規模の大きい新自作農が部落の旦那衆に加わつたし、他方では半ば被救護状態にある零細農も増加したからである。かような人々の間を無數の人格的支配——從屬のほそい絲が張りめぐらされ、改革完了後の農村の見えざる保守的雰圍氣を形成しているのではないか。かくして部落のヒーラルキッシュな舊構造は、弱められながらも、殘存してゆく。それは、究局するところ、自作農的な土地獨占の一方的な配分と過剩人口の不均等な累積とに乘

じて、自作農の内包する物神的性格が外部に展開したところの姿であつた。<sup>(註3)</sup> かく理解するならば、栗原氏の「いまや單なる「思想・感情・慣行」にすぎない」(二三頁)のものも、やはりそれなりに生産關係としての地主制の根の殘存の表現であるし、氏が「國家獨占資本主義のエージェント」と規定する新農村支配者も、「その主要な出身である中富農層」が右のような根の上にたつ旦那衆たるかぎりにおいて、それみずから獨自の魂をあわせもつにちがいない。それは、日本的<sub>11</sub>過小農的に萎縮せしめられたユンカー地主、の魂であらう。その限度においてこれら「中富農層」も、自己の選良たる新支配者に「對立」することなく、むしろ「藩屏」たる面をもつのである。<sup>(註4)</sup>

さりとてわたくしは、氏の新農村支配者理論をまつたく否定するものではない。彼らの主要性格は、いまやエージェント的であり、官僚的である。とくに改革前ほぼ中農標準化が完成し、そのまま自作農化した村々では、農民相互の舊い社會關係はもはや存續せず、彼らは、たがいに獨立した自作農である。さきにみた物神的性格は、それが存在するとすれば、彼ら個々に内在する即自的な形態でしかないだろう。この場合、彼ら自作農の間には、「ただ單に地區的關連しか存しないで、彼らの利害の同一が、彼らの間に何らの共同一致」を生ずることなく、これを社會的に「自己の名において主張する能力がない。彼らは、自ら代表することができないで、代表せられねばならぬ。彼らの代表者は、勢い同時に、彼らの主人と見え、彼らに臨む權威と見え」、「無制限な行政權力として現われざるをえぬ。」<sup>(註5)</sup> ここでは新農村支配者は、彼らにたいして公權力の完全なエージェントとして登場するのである。だが念のために附言しておこう。彼らが結果的には事實上の賃労働者としてようやく確保しえた最低の生活費は、かようなエージェントによつて代理される公權力の、「雨を降らし日光をめぐむ」庇護として理解されないか。なぜかといえばそれは、直接には彼らの自作農的な土地獨占の成果として理解されるのだが、この土地獨占をほとんど無償にちかい値段で分與

してくれたものは、公權力の主導による、農地改革だつたからである。<sup>(註6)</sup> かような自作農の物神的性格の殘存を否定しないかぎり、氏は、あまりに全農民の「對立」の一面のみを強調していると、いえよう。

(註1) 自作農が内包する物神的性格が農民間の社會關係に轉化した形態として、いま一つ、彼らの排他的な地縁共同體的結合をあげることができる。ここでは詳説をさけるが、その主な經濟的要因は、日本農業が低位水利施設による水田農業たることにより、自作農の土地獨占が、たんなる私的獨占でなく、程度の差はあれ、その背景に地縁共同體的な土地(水と不可分な)獨占が存することである。かくして農民は、直接(自作農)間接(小作農)に、自己の最低限の生活をかような共同體的獨占の所産にまで自己疎外し、そこで村人または部落民として生れたことを感謝する。「利害の同一性あるも共同性なき」(山田「分析」二〇七頁)状態は、村・部落相互間でも、ある程度いえることになる。なお水利權については渡邊洋三「農業水利權に關する研究——公權力と農業水利慣行——」[法學協會雜誌六八卷七・八號]を参照されたい。かような法社會學的研究を經濟學の問題として理解し直すことが、今後の課題である。

(註2) ここでは小作地の借入と被傭だけを例示したが、これにつきるものでなく、上層農民から與えられる一切のサービスを含む。ただここで重要なことは、それがたんなる取引でなく、いわば「世話になつた」と理解される面をもつことだ。

(註3) 念のため附記するが、個々の自作農が即自的に内包する「物神的性格」は、土地所有と土地耕作(經營)との前近代的な未分化、直接生産者の勞力がまだ商品化されていない小農勞働(本文では、これに自家勞働の評価そのものの缺除という意味をもたせた。これは一應の想定にすぎず、中間項として小農經濟内の前近代的生産關係が潜在するのである。つぎの本文の敘述をみよ)、膨大な潜在的失業と土地不足、生活最低限以上の嚴密な意味での純收益の實現をゆるさない低米價と税金、以上四つをさしあたり、前提する。したがつてこの物神的性格は、農民のたんなる主觀的な計算方式でなく、右のような客觀的な經濟關係の集約である。

なおこの物神的性格は、資本論で展開された物神的性格とはちがひ、前近代的なものである。

(註4) いわゆる「特權的利得」なるものも、けつして栗原氏のいうエージェントだけが個人的に取得するものでなく、その「藩屏」たる自作地主や上層自作農(新舊)が社會的に取得するものである。その實體についてはきわめて不完全だが拙稿「農地政策の課題——農業近代化と差額地代表——」[農業問題]第十號)の敘述をみよ。それは、國の政策滲透過程における變容の内容である。

(註5) 『ルイ・ボナバルトのブルユームル十八日』(邦譯全集第五卷二一四頁)

(註6) 農民の自家労働の評価の缺除を前提した場合、彼らの事實上の賃労働者としての最低生活を實現するにすぎない米價支持政策も、その統制米價が自由價格を上廻るかぎりにおいて、近代的勤勞者としての本來の要求の一部實現ではなく、上からの公權力の庇護として理解される。

## 五 農地改革後の自作農の性格 その二

以上が、自作農的な土地所有者たる面からみた改革後農民の姿であつた。だがこれは、彼らをあまりに暗い半封建色で塗つておいていないであろうか。その前途には、貧困と隷屬と孤立との宿命があるだけで、農業近代化への自主的な契機は、みいだしえないのである。かような絶望にちかい見方をうんだものは、何であるか。それは、自作農の物神的性格の規定であり、さらにさかのほれば、農民一般に自家労働の評価なしとする規定であつた。ではこの規定そのものが、架空の規定であるか。かならずしもそうでない證據は、バルザックによる佛蘭西農民は、自家労働をたゞとして計算している。楠田民藏氏は、この事實を「資本主義下の農民は、貨幣支出のみを實際の支出とし、自己又は家族の労働は事實支出と考へない。この事は、一面資本主義的思維方法が農民に浸潤せることを證明する」(『米生産費に関するノート』『農業問題』五五八頁)と解釋する。自家労働の評価缺除は、資本主義下の農民の實態だつたのである。しかも氏によれば、それは「資本主義の始まり」にすぎず、「商品經濟の發達に伴い自己労働は勿論、種子肥料諸材料における自給部分を評價しはじめる」(同上頁)。この氏の説が正しいとすれば、外形的には自家勞力を商品化していない同じ小農でありながら、その労働の評価を缺除する場合もあり、また具備することもありうるわけである。

いままでわたくしは、鈴木教授が指摘された「農民の自家労働と賃銀労働者の労働との質的差違」、すなわち農民の勞力が商品として農業經營に結合されていない事實から、ただちにその労働評價の缺除を結論したのであるが、これは飛躍だつたことになる。この事實と結論との間には、じつは一定の中間項 (Mittelglieder) を挟まねばならなかつた。この中間項とは何であるかが、まず問題となる。つぎに農民が、小農たる外形を保持しつつ、なお自家労働の評價をはじめるとすれば、そこに新しい中間項が作用しだしたことであろう。その實體は何であるか。これを媒介として、彼らは、いかなる方式で自家労働を評價するのか。かような問題もまた解明されねばならない。さいごには、小農における舊中間項から新中間項への歴史的移行をうながした原動力は、何であるか。樺田氏は、これを資本主義 (商品經濟) の農村滲透の深淺にかかわらしめるが、その滲透の内容および農民經濟への内面的作用は、明かでない。したがつて以上の三段階の問題については、まだ初歩的ではあるが、わたくしなりの答案を考えてみよう。それは同時に、鈴木教授の新見地を對象においた第二の外在的な質問たる實質をもつものである。

農民の勞力が現實に商品として經營に結合されていないのに、その自家労働が事實上の經營費として評價されるとすれば、それはいかにして行われるか、その條件たる中間項は、何であるか。まず手掛りとして、チャノフによる小農經濟の計算方式をみよう。彼によれば、資本家經營の收益計算たる「資本家經營—收益計算—労働—資本家經營」は小農經濟に適用されず、粗收益から物的支出を差引いた殘餘が、小農の「労働投下の純收益」すなわち「労働所得」となる。この労働所得が生活面でもたらず限界效用は、労働集約化による所得の増大につれて低下するが、労働の限界單位の苦痛は逆に上昇し、一定の點で兩者はクロスし、均衡する。農民の自家労働の投下は、この均衡點において「主觀的に満足なもの」と評價されるのである。なぜならば労働所得そのものは、社會的および個人的にあたえられた經

濟的技術的諸與件と年間労働投下量とにより一應客觀的にきまるけれども、これにたいする效用曲線は、個々の農家のV A（消費者數對労働者數）の變化に左右されながら「主觀的な性質」のものだし、これをうみだす労働の苦痛曲線も同様だからである。しかも主觀的に満足された自家労働の評価、その數字的表現たる労働單位當生活費は、あくまで労働所得から流れでた結果であり、かつ農民個々によつて異なる。それが、農民個々から獨立した範疇として客觀化し、逆に労働所得の形成に干渉することは、小農經濟自體の内部からは、期待できないのである。そのかぎりでは投下された自家労働が、あらかじめ労働單位當生計費で評價され、事實上の經營費として計上される必然性は、ないといつてよい（『小農經濟の原理』）。

しかしながらこのチャノフの理論が一應正しいと想定しても、資本主義滲透下の小農になると、かような個人的かつ主觀的な自家労働評價ですら、實體的には社會的客觀的な制約を内包するのである。というのは、この労働評價を形成する效用曲線と苦痛曲線そのものが、價值判斷の規準として、農民のある「生活標準」(standard of life)をもう前提しているのである。しかも彼らが労働力として國民經濟内で自由移動性をもつようになれば、近代的賃銀労働者の社會的な生活標準は、彼らの生活標準にも影響をおよぼすことになる。かくして農民の生活標準がポテンシャルに向上し、なんらかの好況期（たとえば農産物價格騰貴、豐作等）に乗じて實際にも實をむすぶことができると、それは程度の差はあれ、客觀化してしまい、「外部の經濟的技術的諸條件」や家族構成に従屬することなく、これから獨立した與件として、小農經濟に下から働きかける。チャノフ風にいえば、新しい生活標準を規準とする效用曲線と苦痛曲線とは、かつての均衡點のはるか上位を走ることとなり、いまやこれをミゼラブルなものとして自己批判する。この批判が現實の小農經濟内で容れられない場合には、直接には家庭の不和や離農となり、間接には經營の合理化や

價格および小作條件の改善要求にまで發展する。そこにまた農民層の分解が發展する。以上の過程は、究局のところ彼らの自家勞力が事實上において資本主義下の社會的勞働力の一環となつたことである。彼らは、かような社會的勞働力の「日價值」によつて自家勞働を評價し、これを勞働單位當生活費中に實現しようとする。それは、彼らの農業經營にとつて、與件となり、事實上の經營費として機能するのである。かようにして小農勞働は、形態的には賃銀勞働と「質的差違」(鈴木教授)をもちながら、機能的にはかならずしも異質的でないのである。<sup>(註)</sup>

(註) もつともチャノフ自身、小農の勞力が自家經營以外に收益化される場合のあることを承認している(前掲書獨譯三八頁、邦譯七七頁)。この場合には、「たとえ明かには現われなくとも、勞働の貨幣評價が生れることを、チャノフ自身告白している」(クルト・リッターの批評、前掲邦譯書附錄三〇〇頁)。だがこれは、自家勞働の客觀的社會的評價を勞力の「流通」の面に直結し、たんなる價格論だけに解消するものである。わたくしは、これを媒介としながら、さらに價值論的に深めようとした。賃銀勞働者の「勞働力の價值」内容たる生活標準——それは、「勞働日の長さ」と關連しあい、ともに歴史的、道德的な實質をもつ(『資本論』第一卷一二七頁、一八二頁、高島譯一四二、二〇四頁)——が農民の生活標準と社會的に交流する面において。

ところで農民がかように自家勞働の社會的評價を行い、それが事實上の經營費として機能するためには、彼らは、いわば近代人として自覺的に勞働を支出し、その主體性を小農經濟の内部で貫徹しなければならない。そのことは、小農の家族關係が、經營の面でも家計の面でも自由な人間關係となることである。マルクスは、近代的な賃銀勞働者の成立の二條件をあげているが、その第一は、勞働者が完全な自由人としてその勞力を處理できることであつた(『資本論』第一卷一二三頁、高島譯一四〇頁)。農民の自家勞力の場合には、生産手段から分離していない以上、その處理の形態は、商品取引の外被をとらないにせよ、處理の實體そのものについては、賃銀勞働者と同じの人間的自由をもたね

ばならない。具體的にいえば家族員の労働の仕向先や労働時間は、家長の専斷ではなく、家族全員の意味で決められるし、一日のうち労働時間以外は、彼らを主人公とする生活時間たるべきである。生活消費の内容も、家族従業者本位でなくてはならぬ。農民の家族關係が、このように自由なものとして機能するならば、それは、彼らの自家労働の評價が成立し、その規準たる生活標準が社會化されてゆくための、場となり條件となりうる。それはまた、彼らの自家労働費が事實上の經營費として小農經營を規制するための、中間項でもある。かくして労働支出者の資格でみた農民は、たとえその勞力が實際に商品形態をとらなくても、近代的勤勞者の魂をもつにいたるのである。

わたくしは以上で、小農的な農民が自家労働の社會的評價を行い、これを支出として計上する場合の、方式と條件（中間項）とを明かにした。すでに栗原氏から學んだように、農地改革後の自作農の所得は、結果的には事實上の賃労働者にひとしいものにすぎなかつた。もし彼らが右の自家労働評價の方式と條件とを完全にわが物としていたとすれば、彼らは、この所得を正しく自家労働費として計上し、これを差引いた殘餘、すなわち純收益がゼロであることを、發見するだろう。そして自作農的土地所有がたんに、土地臺帳上の架空の名義にすぎないことを、確認するだろう。彼らは、もはや自作農の物神的性格から解放されているのである。

これに反して農民の家族關係が、さきにのべたような近代的なものになつていない場合は、事情は一變するのである。いま論點を明かにするために、もつとも舊い家族關係の形態をとつてみよう。それは、「潜在的奴隸制」の範疇で規定されるところの、家族員の人身にたいする家長の絶對的支配であつた。その支配は、權威にたいする家族員の心からの親和的な恭順によつて媒介され、あらわな權力としては登場せず、しかもさまざまの魔術をもつて、神聖化されていたのである（川島武宣『日本社會の家族的構成』四三頁）。かような關係がかりに残存しているとすれば、家族員の

勞働評價はありうるはずがない。その肉體的生存は、家長權力の基礎たる土地獨占の賜物として、自己疎外される。<sup>(註1)</sup>

だが現在の農民家族關係になると、その前近代的性格は、かような原始的なものではない。ここではもつと協同的雰囲気支配している。「いえ」(家團)の全體的な秩序が、かわつて登場し、個々の成員にたいして抗しがたい權威をもつて君臨する。それは、成員が自覺的に作りだしたものでなく、傳統的な秩序として、逆に個人を外からしぼりつける。家長權は、かつての絶對性をうしないながら「いえ」の最高の位座として、その秩序を代表し執行する。かような秩序の物質的基礎は、「いえ」によつて協同體的に獨占利用される財産であり、その主なものは自作地であろう。それは、協同體的であるとはいへ、家族從業者個人からは外化されており、「いえ」の秩序に從屬しない個人は、その獨占利用から排除される。したがつてこの場合でも、彼らは自由人としてその勞力を處理し維持しようとは、いへないのである。かような傳統的な「いえ」の秩序にたいする「恭順」の雰囲気支配するかぎり、近代的な人間關係を豫想する自家勞働評價の場は、成立してこない。かりに特定の家族員が個人として自覺しても、「いえ」の舊秩序を執行する家長經營主は、その勞働評價を経営の興件としては計上しないだろう。結果は、この個人的な不平分子の離農をうむにすぎない。<sup>(註2)</sup>要するに農民の自家勞働評價の缺除は、一般的には自家勞力を商品として利用しない小農制を前提するものだとしても、より嚴密にいえばその中間項として、以上のような農民の前近代的な家族關係の機能を見落してはならないのである。しかもこの家族關係は、土地にたいする家長的な「いえ」の協同體的獨占をその物質的基礎としながら、小農經濟の過程で機能しているかぎりにおいて、それ自體一つの生産關係である。それは、かつては農村の基本的生産關係たる封建的領主制あるいは半封建的地主制に從屬せしめられたものであつた。今度の農地改革は、寄生地主制の解體にたいして積極的であつたが、この見えざるモナッダ的生產關係にたいする批判の意圖をも

たなかつたように感ぜられる。<sup>(註3)</sup>これが保持されるかぎり、その機能する小農經濟は、米國の家族農場や佛蘭西の分割地農民とは、質的にも異なつたものである。<sup>(註4)</sup>わたくしが前節で規定した自作農の物神的性格は、かような小農經濟内部の特異な生産關係を、究局の立脚點とするものであつた。

(註1) 最近の新聞は、買受自作地を守つて娘を賣る東北の窮迫自作農の事例を報じている。

(註2) 東畑教授は、これを農民離村の「社會心理」的背景として取上げられている(『農村問題の諸相』一七二—一七八頁)。

(註3) 農民の家族關係の前近代性については、川島教授の所説によつた。教授は、これを法社會學的な研究對象とされているがわたくしには、それはさらに、一つの從屬的な生産關係であり、したがつて經濟學の對象でもあるとおもわれる。農地改革は自作農創設特別措置法第十六條で土地賣渡の相手を現在の耕作業務をいとなむものと規定しているが、これによつて、前述したように土地の獨占利用の社會的な配分のアンバランスを見送つたのみならず、さらには小農經濟自體の前近代性の基礎を掘り崩す努力の方向を缺いているのではないか。農地改革が、一面では輝かしい近代化の側面をもちながら、他面では保守的であつたが、後者の根は、この一條文にひそんでいる。この點、同じ「耕者有田」の形をとる中國土地法大綱第六條と對比したいとおもう。

(註4) たとえば中村治兵衛氏の勞作「農地相續をめぐる問題」(本誌六卷一號所收)末尾の米佛農家の相續形態をみよ。そこには賃銀範疇が事實上機能している。形の上では同じ小農的生産であつても、これを一色に塗りつぶしてはならない。從來の農業經濟學は、この點には無關心たらざるをえなかつたのではないか。それは、小農の家族關係を一つの生産關係として把握することなく、これを經濟學の對象から排除したことに淵源している。

わたくしはこれで、不充分ではあるが、小農的な農民が自家勞働の評價を缺除し、ついに自作農の物神的性格をもつにいたるための、中間項の内容を明かにした。この舊い中間項は、資本主義の農村滲透につれて、さきにのべた新中間項に移行してゆき、これを場として農民の自家勞働評價が成立するのである。では資本主義の農村浸透は、いか

にしてかような歴史的移行に働きかけるのであろうか。舊中間項たる「いえ」の傳統的封鎖的な家族關係、より嚴密にはその内包する前近代的な生産關係のもとでは、個々の家族労働者（家長個人でさへも）は、自己の勞力の仕向先や労働時間について自由な選擇をもつていないし、一日のうち「いえ」のための労働時間以外を自分自身の自由な生活時間として享受してはいない。また消費の内容（具體的には「いえ」の生活費の使途）は、彼ら個々人の欲求を盛りこんだ労働者本位のものではない。一切は、「いえ」の舊秩序の執行者としての家長や主婦の專斷により、昔ながらの方式で行われる。<sup>(註<sup>1</sup>)</sup>しかもかような状態は、彼らが家族員たる身分にあるかぎり、無期限に續けられる。彼らは、その勞力の處理について近代的な人間の自由をもたないのである。これに反して資本主義的な賃銀労働者は、その勞力を彼らの「自由意志」によつて、しかも「一定の期間」をかぎつて賣るのであるから（『資本論第一卷一三一・一二四頁、高島譯一四七・一三九頁』）、勞力の仕向先や労働時間について、ともかく選擇の自由をもつている。彼らは、その労働の價格として受取つた賃銀によつて、自己の私的責任において勞力を再生産するのであるから、「彼の労働にたいする雇主の權利がなくなつて労働者自身が彼の時間を自由にしうるところの、時點」がはつきり「労働の權利」として割され（資本論第一卷二四八頁、高島譯二七八頁）、自分の生活時間の主人公となることができるといふことができる。消費内容も、たとえ低いにせよ、自個人人の創意で、労働者本位に設計することができる。<sup>(註<sup>2</sup>)</sup>賃銀労働者は、その勞力の處理について人間的自由をもつのである。それは、すでにのべたように賃銀労働者成立の第一條件であり、一般の商品生産者と區別されるところがない。彼らは、その労働にさいして商品交換方式を経由するのみならず、その生活においても商品價値の生産たるにおうする近代的形態を與えられる。<sup>(註<sup>3</sup>)</sup>だからこそ商品社會の自由競争の原理の適用のもとで彼らの生活標準は、だんだん社會的に均衡化され、これを條件として勞力の「日價値」が社會的に形成される。これを資本家の立場からみれば、「剩

餘價值率の均衡化」による「一般的剩餘價值率」(『資本論』第三卷一三九頁、高島譯一四四頁)の形成であり、これを「同一労働 同一賃銀」の名において實現することが、資本家經營の興件となる。經營の費用としてこの勞賃費を計上した残りの純收益が、投下資本の所産として理解されて、ここに利潤率範疇が成立し、これが資本の自由競争をつうじて平均利潤率に轉化する。かくして始めて鈴木教授のいわゆる「資本家的商品」が、 $C + V + P$ の適用をうけるものとして登場する。その「商品性」は、商品をもつて商品を生産することにより、「經營の内部から與えられ」るのであるが、その究局の基礎を問うならば、それは、一面では賃銀労働者が「商品」の物的外被をつうじてのみ生産手段と結合できる點にあるとともに、他面では彼らがその勞力の處理について、一般の商品生産者と同様の近代的自由を確保し、したがつて競争を介して社會的勞働力の一環たりえたからである。前者は、勞働力の價值の外被であり、後者はその價值内容だといえよう。農民の自家勞働評價の場合、後者が問題となるのである。

ところで産業資本の支配が確立すると、その擴大再生産の過程をつうじて、資本主義の農村滲透が開始される。その一つは、勞働力商品化の形をつうじて、農民が、右にのべた性格をもつ賃銀労働者に轉化することである。そこに兩者の下からの交流の途がひろがり、これをルートとして近代的自由の空氣が、直接生産者としての農民にも滲透してくる。もちろん日本資本主義の場合には、教授の指摘のように、かかる交流の途は、狭かつたし、兼業的な出稼の色彩をおびていた。また賃銀労働者自身も、「半隷奴的」といわれるほどの立ち遅れた性格のものであつた(山田盛太郎『日本資本主義分析』)。しかし特殊性は、あくまで一般性の上にのみ主張さるべきであり、右の資本主義本來の法則性は、日本の場合でも、ゆがめられながら作用したのである。都市から流入する自由の空氣は、農村の家族労働者の自覺をつうじて、舊い家族關係の桎梏にたいする批判に轉化した。明治末期の産業資本確立以來、農村の家庭に起つ

た「新舊思想の對立」は、それがもたらした悲劇であつた。そこで對立した實體は、舊來の「いゝ」の秩序がもつ前近代的な「囚れた」人間關係と、賃銀労働者がもつ近代的に自由な人間關係とであつた。<sup>(註4)</sup>その對立の結果は、おどろくべき緩慢な歩みであるにせよ、究局的には後者の勝利の方向を指さしていた。わたくしは、この點について實證の餘裕をもたないが、舊家族關係は、形式的には維持されても、その經營および家計における從來の機能をうしなつてきた。かくして家族労働者は、程度の差はあれ、その勞力の處理について賃銀労働者と同じの自由をもつにいたつたのである。ことに今度の戰爭下の大量的な離農と戰後の全國的な農民民主化運動とがのこした影響を、過小評價してはならない。人格的自由の實質的確保は、農民をかつて近代的勤勞者なみの社會的尺度の生活標準の要求にいたらしめる。自家労働の評価は、これをベースにして行われている。それは、たとえば労働單位當標準生活費としてしめされるもので、もはや農家個々から獨立した社會的客觀的な範疇である。それは、さきにのべた賃銀労働者の勞力の社會的「日價值」と、内容的には同一であり、異なるのは、商品の物的外被をとらない點だけである。經營者資格でみた農民は、これを事實上の經營費として計上せざるをえず、この費目にし、わ寄せすることは、長期的には困難となるであろう。彼らは、いわゆる費用價格( $C+V$ )を割つて不等價交換するメカニズムを、もう原則的にはもたないのである。小農の「自己搾取」は、この點で限界を劃される。以上のかぎりにおいて農民は、事實上の商品をもつて商品を生産したというるし、農産物の「商品性」は、鈴木教授の批判にもかかわらず、やはり「農業經營の内部から與えられている」(二三四頁)といえよう。それは、農産物が事實上「商品」として、「價值」として生産されたことを意味する。

ではかような農民的商品は、本來の資本家商品とどの點で區別されるであろうか。農民の自家勞力が商品形態をと

らない事實は、いまやその區別の根據として、姿をあらわしてくる。第一の點として、農民的商品は、なるほど長期的には費用價格部分( $C+V$ )を實現しなければならぬ必然性をもつけれども、それ以上にでる純收益部分( $m$ )を平均利潤( $p$ )として實現せねばならぬ必然性は、まだもちえないのである。もちろん農民の經營目標は、最大の純收益を生産過程で取得し、これを販賣過程で實現することである。好況のさいは、普通の中農も、若干の純收益を實現したし、技術水準の高い農民は、さらに「特別剩餘價值」をこれに加えることができた。だが彼らは、投下總資本を念頭におき、右の純收益がその何%となるか、その利潤率の高さを唯一の經營目標として行動してはいない。かような場合には、平均利潤の實現は競争をつうじて必然性を與えられると、いいえないのである。その理由を考えてみよう。

利潤率成立の母胎は、いわば商人資本的系譜をもつ貨幣資本の循環方式  $G-W-G'$  すなわちある貨幣額が、より大な貨幣額を流通から引き出すために、流通に投げ入れられる運動であり、ここで利潤率( $m/C$ )が「總投下資本の増殖程度」として、個々の資本家が「關心をもつ唯一のもの」(資本論第三卷第二章「利潤率」となる。運動の出發點  $G$  には、他人勞力を商品として買入れるための貨幣額も含まれており、これが次の段階で可變資本に轉化して、生産過程に入りこむ。ところが農民の經營の場合には、自家勞力は、經營者によつて貨幣で買われた資本としてでなく、生ける家族勞働者として生産過程に入りこむのである。したがつて運動の出發點たる貨幣資本  $G$  は、成立しておらず、いきおいその増殖程度たる利潤率も、この意味では問題たりえなくなる。しかも資本家の場合には、利潤率が唯一の經營目標であるから、利潤そのものの消滅はありえないに反して、農民の場合には、經營者としては純收益を追求しても、同時に家族勞働者を兼ねている關係上、後者の資格で標準的な自家勞賃(生活標準)を確保しうるかぎり、純收益の實現しない場合でも不満ながら市場競争にたえることができる。かような二つの理由で、農民の競争は平均利潤

の實現を必要たらしめるメカニズムをもたないのであるが、その究局の基礎は、資本家經營とちがつて、その勞力が商品形態をとらない點にひそんでいる。これと關連して、第二の區別があらわれてくる。資本主義的な賃勞働者は、さきの循環方式の前半  $G-W$  において、一定の賃銀で勞力を賣り勞働に服するのであるから、もうこの段階で雇傭契約の有利不利を認識し、ただちにつぎの自由な行動に移ることができる。彼らの勞働評價は、きわめて即時的かつ速效的だといえよう。これに反して農民の家族勞働者は、この循環の後半の段階  $W-G$  になつて、はじめて生産過程に入り、そこで勞働するとともに生産物 ( $W'$ ) の一部分を家計用現物 (飯米副食物) として取得するが、家計用現金がいくら消費できるかは、循環が完了してようやく判明する。したがつて彼らの自家勞働評價は、きわめて事後的かつ遲效的なのである。そのことは、經營者資格でみた農民が、かような自家勞働評價を、ただ、長期的にのみ、經營費として考慮すればよいことである。短期的には、この部分にし、わ寄せしても、家族勞働者からの反撥はなくてすむのである。資本家の勞働費と農民の事實上の經營費としての自家勞働費とは、この點で機能を異にするといえよう。第三の區別として、わたくしはさきに、農民の自家勞働評價の中間項として、家族勞働者による自己の勞力の自由な處理をあげておいた。彼らは、この面で賃銀勞働者と事實上同一だつたのである。だが賃銀勞働者の勞力の處理は、 $W'-(G+G'(\text{賃銀})-W(\text{賃銀}))$  の方式をとり、勞働に服する場合でも消費生活に入る場合でも、ともに自分を主人公とする商品交換を前提している。彼らの人間的自由は、賃銀勞働者たること自體の内部に、成立の基礎をもつのである。これにたいして農民の家族勞働者の場合には、彼らの所屬する農家は商品交換をしていても、個々人としては、勞働にさいしても消費にさいしても、商品交換の主人公たりえない。その意味で彼らの勞力處理の自由は、小農經濟自體の内部にその經濟的基盤を、直接にはもたないといえる。彼らは、資本主義の農村滲透がもたらす賃銀勞働者化を

つうじて、その人間的自由を外部から輸入するのである。もちろん、かような自由は、賃銀労働者においても彼らの主體的努力によつて確保されるものであり、その點では農民と異なるところがない（たとえば「労働の權利」の確保は、標準労働日設定の労働者運動によるものであつた）。だが賃銀労働者は、かかる主體的努力を必然たらしめる經濟的基盤をみずから内包しているに反して、農民の家族労働者は、外からの輸入にまたねばならぬのである。その意味で彼らの自家労働評價の中間項は、一歩づつ遅れて生長するといえるし、かつ脆弱な面をもっている。そのことはまた、農民の事實上の經營費たる自家労働費が、大きな弾力性をもつ所以でもある。

(註1) 高岡熊雄博士は「日米農家の生活費」において「米國の農家に比すれば我が國の農家は食物費の割合多く、衣服費住居費文化費共に其の割合少なし。然しながら交際費冠婚葬祭費の割合は多く生活改善上改善すべき餘地少からず」(『第二農政問題研究』九八頁)といわれる。この事實は、農民の消費生活の内容において勤勞者の立場がおとしめられ、「いえ」の舊い立場が支配していることだともいう。後者は、直接間接に土地獨占と結合しはしないか。

(註2) マーシャルは「生活標準」と「安樂標準」とを區別し、前者を、生産力の向上と直接關連せしめる。たとえば『經濟學入門』戸田譯四二三頁以下をみよ。

(註3) この見解は、労働力なる商品の特殊性を無視したものと、みられるかも知れない。この點については宇野教授の週期的論文「労働力なる商品の特殊性について」(唯物史觀二號)をみよ。教授によれば、労働者の「生活資料は、商品として買われても、その使用價值は、生活のために消費せられるのであつて、已に價值としてあるわけではない。その價值を労働力なる商品に移轉せられ、保存せられるのではない」。いわゆる「労働力の價值」なるものは、生産手段が資本によつて獨占され、労働者がこれから分離されている結果として、「労働者が自ら生産したる生活資料を、資本の生産物たる商品として買戻す關係をあらわすものである」。かくして労働力↓賃銀↓生活資料の流通形式は、「資本の流通に於けるように價値の變態として之を片付け得ないものをもっている。それは寧ろW—Gに於いて使用價值を渡して價值を得、G—Wでは價值を渡して使用價值を得るという關係を有している。この面では少くともWが全面的に商品としての規定を有して居ないことになる。Wは、貨幣と交換に提供されることによつて價值を與えられるが如くに理解される」。つまり商品としての労働力の流通方式は、使用價值(労働力)

↓價值(貨銀)↓使用價值(生活資料)であり、「勞働力の價值」は、交換の場で與えられ、資本家の手中(生産過程)でも勞働者の手中(消費過程)でも、あるいは消失するか、あるいは未形成なのである。この教授の資本論理解は、きわめて教えるところ多いが、なお根本的に疑問を残さざるをえない。ここではつぎの三點だけをあげておこう。(イ)教授による勞働力の循環方式の規定たる「使用價值—價值—使用價值」の方式自體が、資本主義によつて強制された不合理な形式なのではないか。なぜなら出發點としての勞働力の「使用價值」は、本來ならば「生きた個人の能力としてのみ存在し」、一般の商品の使用價值のように「それ自身において、(商品交換の主體たる——綿谷)人間から外在的であり、夫故に譲渡せらるる」ものでないのであるが資本主義は、この分離すべからざる勞働者と勞働力とを商品形態において、無理に分離するのである。この無理は、勞働力の販賣が「一定の時間ぎめのみ」行われることによつて、一應無理なしとされるのである。でなければ勞働者は「自由人から奴隷に、商品所有者から商品に轉化するからである」(資本論第一卷一二四頁高畠訳一三九頁)。したがつてこの勞働力の「使用價值」は、いわゆる「使用價值としての使用價值」ではなく、もう資本主義によつて強制された特殊な社會的形態をもつた使用價值である。かような使用價值は、勞働力の「價值」の擔い手となるのではないか。教授は「勞働力は本來商品として生産されるものではない」點を強調されるが、わたくしは、つぎの一句を附加したい。勞働力は本來商品として交換されるものではないと。(ロ)勞働者の生活は、本來ならば勞働力の再生産—商品生産ではないのだが、資本主義によつてかような無理を強制されるのである。その點は、勞働力の交換と同様ではないか。(ハ)しかも私が強調したいのは、かような無理な性格規定を押し付けられた勞働者の生活も、前近代的な農民のそれに比すれば、質的な進化をしめたことである。勞働者の生活自體は、かような近代的商品生産(勞働力の價值生産)たる社會的外被を與えられるにたるだけの近代的實質をもつのである。本文では、この點を取上げた。それは、貨銀勞働者成立の第一條件たる人格的自由を、その實質的機能の面で捉えたものである。教授の所説では、この第一條件が充分機能的に活かされていないとおもう。

要するに、勞働者の勞働力は、その生活面でも勞働の面でも、近代的な商品生産—商品販賣としての無理な經濟形態を押しつけられ、その限りで自由人としての勞働者はなお不自由たらざるをえないのだが、反面においてこの形態が近代的であるのであり、かような形態の適用をうけるにたるだけの自由な人間關係が、貨銀勞働者の生活と勞働(の選擇)とにおいて實質的に形成されていたのである。

宇野教授の所説にたいする私の未熟な疑問をとくに提起した所以は、鈴木教授の新見地の根柢には宇野教授のそれと同一の

考え方が存しているからである。

(註4) 本文一九七―八頁でのべたように、商品交換と自由な人間関係とは、必然的な統一をもっている。だが両者は、やはり區別さるべき面があるのではないか。自由な人間関係は、労働力商品化によつて觸發されながら、古い家族関係から自覺した人間によつて主體的に形成される。

なおこの點で舊い家族關係を背負っていない新開地の農民は、自由な人間關係を經營内部にもち、これを中間項として社會的な労働評價をしている。たとえば北海道や岡山縣興除村における農民の盛な移動をみよ。また後者の動力耕耘機導入の二因も、ここにあつた(大槻正男『國家生活と農業』二二五頁)。

(註5) 鈴木教授は、前述したように、自家労働と雇傭労働との區別を「謂ゆる完全燃焼」と「利潤の追求」との對立にもとめていられる。しかしながらこの兩者は、嚴密にいえば、對立するものではないとおもう。「完全燃焼」は、經營者にとつて、生産過程における最大の純收益(Ⅲ)確保のための技術的努力の一つであり、「利潤の追求」は、流通過程におけるその實現の努力ではないか。たとえば漁業の資本家經營において、資本家の關心事の一つは、雇傭努力を完全燃焼するための「經營組織の複雑化」であつた。社會總資本としてみても、年間完全に労働者階級の努力を燃焼することは、相對的剩餘價值生産のための技術的手段ではないか。何故なら社會總資本の目からみれば、いずれにせよ労働者階級を養う責任があるのだし、労働者にとつては、日々の労働時間の長さが問題であり、年間稼働するか否かは、労働の限界苦痛度にはあまり影響がないからだ。

資本の場合には利潤追求の手段となる努力の「完全燃焼」が、小農だけの特質のようにみえるのは、これによつて形成された剩餘價值分が、小農においては利潤として實現することがないからであり、そのため「完全燃焼」の面だけが孤立して、人の注目をひくからではないか。

## 六　む　す　び

以上でわたくしは、農地改革後の自作農の性格を農民の自家労働の評價の有無から、新しい農民的商品生産者たる面と舊い自作農的土地所有者たる面において、明かにしたのである。もし自作農が前者の面のみをもつとすれば、

それは、彼らの家族關係が自由な人間關係として機能するにいたつたことであり、これを土臺にして、家族勞働者の自家勞働評價が全勤勞者の社會的生活標準によつて行われ、農業經營の事實上の經營費として機能するようになる。經營の自由競争は、農業技術水準の向上をめぐるフェーヤに展開されるから、農業生産力の逞ましい主體性が形成される。ここでは農村の半封建的な社會關係や自作農の孤立排他性は、存立の條件をうしなつてゆく。優越した土地條件を獨占利用していた自作地主や上層自作農が、その優越に安住して自由競争から離れているかぎりでは、いつしか一般農民によつて技術的に追いつかれ、經營としては没落に向うことになる。それは、土地所有と經營との分化であり、差額地代の形成を意味する。かような過程は、結局において農村民主化の過程であり、農業生産力發展の正しい過程でもある。だがそのかわり自作農は、もはや自作農主義の信奉者ではないであろう。彼らは、正しい計算方式で純收益を算出し、そのゼロたる事實を確認するからである。彼らは、その行方を日本の全經濟にたいし、全政治にたいして反問するにちがいない。これに反して改革後の自作農の性格が後者の面だけだとすれば、それは、家族關係が人格的支配と從屬の舊い形で機能していることであり、農民の自家勞働の評價は目の目をみることでできず、そこに奇怪な物神的性格が姿をだしてくる。改革前の地主制の根は、彼らをなんらかの形でしるであらうし、でなければ彼ら個々がそれぞれの排他的な殻にこもることになる。生活がいかに苦しくても、これを解決するための社會的協力の線はでてこない。もちろん彼らは商品經濟で生きているのだから、經營の競争は、作用しているが、自家勞働へのしわ寄せがその對抗手段となり、農業技術の向上は、それだけ鈍らされる。そのことは、土地獨占の優越をたのむ羽織百姓の經營がなお存立する所以ともなり、農業生産力の停滯の雰圍氣を産みだす。だがそのかわり、土地所有と經營との未分化な自作農形態は、ともかく溫存されるだらうし、砂を化して黄金たらしめる土地所有の魔術は、やは

り作用するにちがいない。ただ前代と異なるところは、その効果もつばら農民の保守主義の再生産にのみ働くだけで、農業生産力の発展にはプラスとならないことである。

以上は、自作農が内包する二つの相反する性格を、やや理念的な形であらわしたのであるが、現實はむしろ、両者がたがいに交錯し競合しているにちがいない。ただそのいずれが究局において勝利をしめるかは、現實分析にまつばかりではない。わたくしは、その判定の資料として、昭和二四年からまた再現したといわれる「中農化傾向」をあげるとどめたい。<sup>(註)</sup>

(註) A、この點についての實證的研究は、不充分だが拙稿「農地改革後、生産力の擔當者となる階層の問題」(『農地改革顛末概要』九五〇～九七頁)をみよ。

B、農業委員會委員、農業協同組合役職員等の人々は、この農民的商品生産者資格での農民代表として活動する途はありうるとおもふ。栗原氏の「新農村支配者」の規定にたいする最後の反問點。

(研究員)